

第5次高松市総合計画

「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」2008-2015

—文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松—



高松市

第5次高松市総合計画

「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」2008-2015

—文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松—



ごあいさつ

本市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続け、平成17年度に塩江町、牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町と合併し、新たな歴史を刻み始めました。

私たちは、この新しく生まれ変わった高松市を、だれもが暮らしたい、訪れたい、魅力あるまちとして、次の時代に引き継いでいかなければなりません。

今日、我が国は、人口減少、少子・高齢社会の到来やグローバル化の進展、地球温暖化を始めとする地球規模の環境問題など、大きく変化する社会環境の中で、様々な課題に適切に対応することが、強く求められています。

一方、地方分権の進展により、地方自治体は、自らの判断と責任で地域の実情に応じた自主的・自立的な地域経営を行うとともに、複雑・多様化する地域課題を、様々な主体が連携し、「協働」により解決に向けて取り組むことが、分権時代にふさわしい地域自らのまちづくりを進めていく上で重要となっています。

そのためには、多様なパートナーシップを構築し、コミュニティを軸とした協働のまちづくりを進めるとともに、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、



本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める中で、すべての市民が暮らすことに誇りの持てるまちの実現を目指す必要があります。

この度の総合計画は、市民の皆様と行政のこれからのまちづくりについての共通の指針として策定したもので、「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現を目指し、6つのまちづくりの目標を設定しています。

この計画に基づき、市民と行政が知恵を出し合い、創意工夫をし、一つ一つの課題の克服に取り組み、未来の子どもたちに誇れる高松市を築いていきたいと考えています。

最後に、本計画の策定に当たりまして、精力的かつ真摯な御審議を賜りました総合計画審議会委員の皆様を始め、高松まちづくり100人委員会や高松・まちづくりふれあいトーク～市民と市長の対話集会～、パブリック・コメントなどを通じて、貴重な御意見、御提言をいただきました多くの市民の皆様に、心から感謝申し上げます。

平成20年2月

高松市長 大西 秀人

目 次

序 論

1	総合計画策定の目的	1
2	総合計画の名称	1
3	総合計画の構成	2
4	総合計画の期間	3
5	総合計画の対象区域	3
6	時代の潮流	5
7	現況と特性	7
8	まちづくりの基本的考え方	16

基本構想

1	目指すべき都市像	19
2	目標年次	19
3	まちづくりの目標	20
4	施策の大綱	21
5	主要指標	49
6	土地利用構想	52
7	地域別まちづくり	53
8	総合計画の推進	53

地域別 まちづくり

- 1 地域区分の目的と考え方 57
- 2 地域別まちづくりの考え方 59

総合計画 の推進

- 1 総合計画の推進 69

付属資料

- ・ 第5次高松市総合計画策定経過 79
- ・ 高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（諮問） 81
- ・ 高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（答申） 81
- ・ 高松市総合計画審議会委員名簿 87
- ・ 高松まちづくり100人委員会からの提言（抜粋） 88
- ・ 高松まちづくり100人委員会名簿 99
- ・ 用語解説 101

● 本文中の※印のある用語については101ページからの「用語解説」に説明を記述しています。



第5次高松市総合計画

序 論



1 総合計画策定の目的

高松市では、昭和48(1973)年に「高松市総合計画」を策定して以来、これまでに3次にわたる改定を経て、平成12(2000)年度からは、23(2011)年度を目標年次とする「新・高松市総合計画」に基づき、総合的かつ計画的に各種施策・事業を推進してきました。

この間、少子・高齢社会の到来などの時代の潮流や、市民ニーズの多様化、国・地方共に厳しい財政状況など、本市を取り巻く社会経済環境は大きく変化しています。

また、いわゆる三位一体の改革※などの構造改革により、本格的な地方分権型社会への転換が進み、地方自治の在り方そのものも大きく変わりつつあります。

一方、本市は、平成17(2005)年9月26日の塩江町、18(2006)年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、市域や人口が著しく増えるとともに多種多様な地域資源を有することとなり、今後、増大した市域や人口、地域資源をいかしたまちづくりが求められています。

こうした時代の潮流や地域課題に的確に対応し、合併により新しく誕生した本市の持続的な発展と、豊かな市民生活の創造を図るためには、これまで培ってきた拠点都市としての優位性を保持し、中核市※としての権能を最大限に発揮しながら、旧市域や合併地区のそれぞれの地域特性をいかし、地域に立脚した視点からの地域の再生を基調とした、新しい高松市を築いていかなければなりません。

このようなことから、新たな目標と発展の方向性を定め、本市の新しいまちづくりおよび市政運営の基本方針として、新しい総合計画を策定するものです。

2 総合計画の名称

総合計画の名称は、第5次高松市総合計画「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」とします。

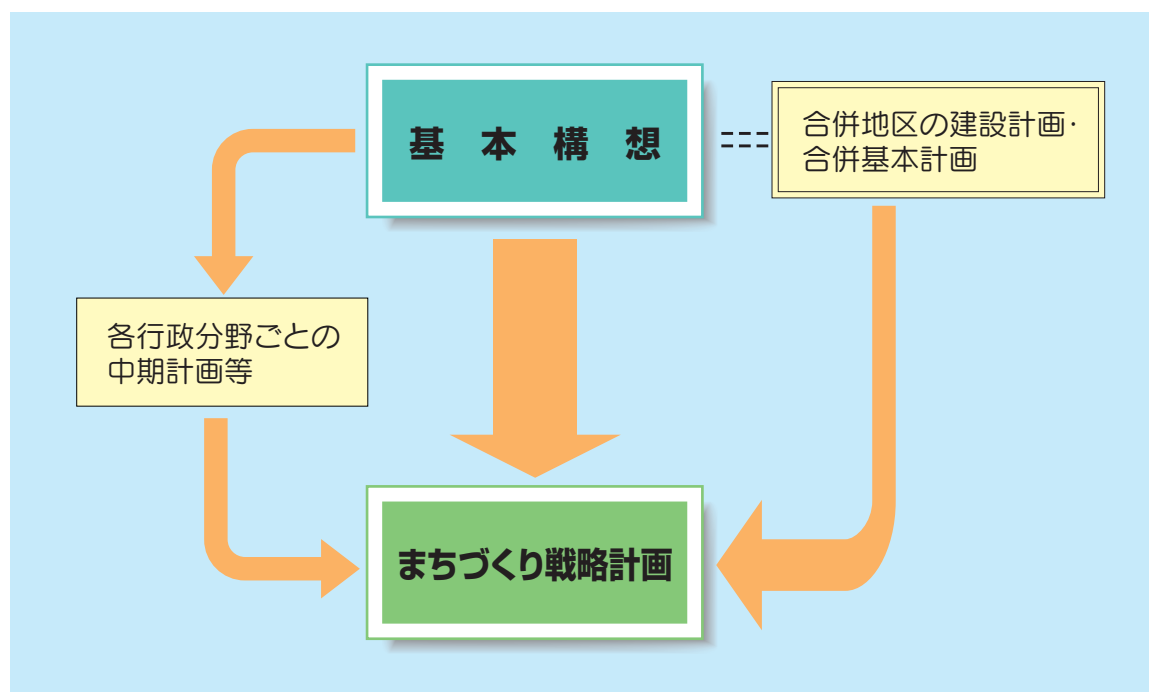
3 総合計画の構成

総合計画は、「基本構想」および「まちづくり戦略計画」で構成します。

基 本 構 想	基本構想は、21世紀中ごろを見据えた長期的な展望の下、本市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民・NPO※・企業・行政等のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするものです。
まちづくり戦略計画	まちづくり戦略計画は、まちづくりの目標達成に向け、現実の行財政運営において、重点的、戦略的に推進する主要な施策・事業等について、実施年度、事業量等を具体化する短期的な実施計画として定めるもので、毎年度の予算編成および事業実施の指針とするものです。

各行政分野ごとに作成される中期計画等については、基本構想を具体化する分野別計画として位置付けます。

【総合計画の概念図】

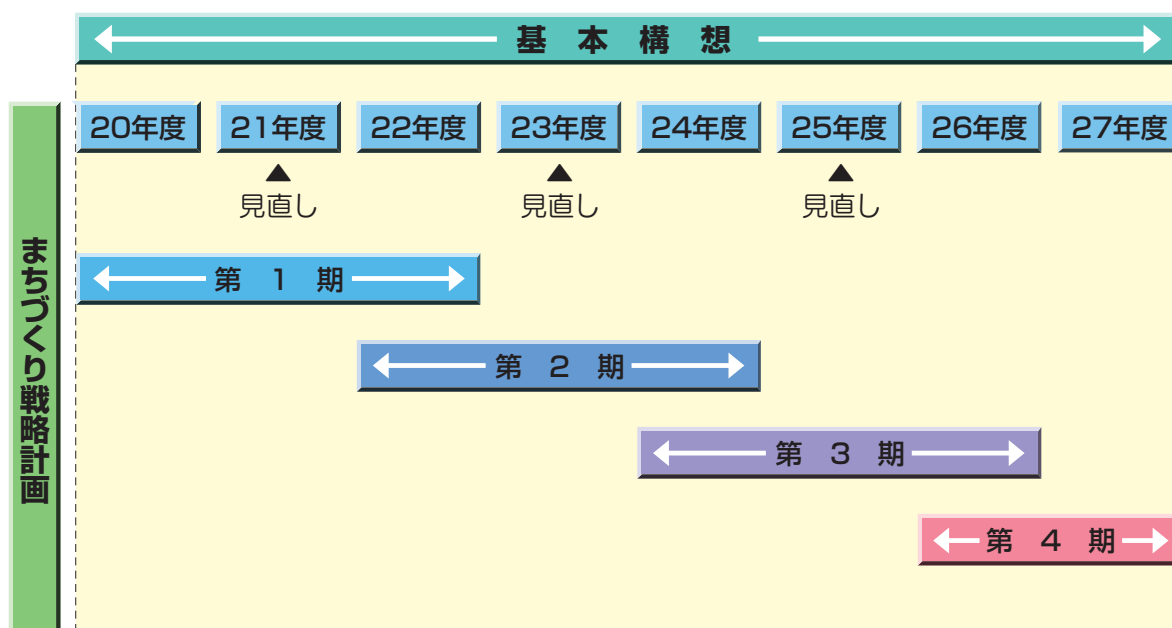


4 総合計画の期間

基本構想の期間は平成20(2008)年度から27(2015)年度までの8年間とします。

まちづくり戦略計画の期間は3年間で、2年ごとに見直しを行うローリング[※]方式とし、平成20(2008)年度から22(2010)年度までの第1期まちづくり戦略計画を定め、以後、第4期までのまちづくり戦略計画を策定します。

ただし、第4期まちづくり戦略計画の期間は2年間とします。



5 総合計画の対象区域

計画の対象区域は、高松市全域とします。ただし、必要に応じて、市域外についても含めるものとします。

6 時代の潮流

社会経済情勢と地域を取り巻く環境は著しく変化しており、合併により誕生した新しい高松市が持続的に発展していくためには、このような時代の潮流を的確にとらえ、まちづくりを進める必要があります。

このため、今日の時代の潮流を、特に、次のようにとらえ、まちづくりに取り組んでいきます。

(1) 人口減少、少子・高齢社会の到来

我が国では、平成17(2005)年に総人口が減少に転じ、さらに、出生率の低下などによる少子・高齢化が進行し、15歳から64歳の生産年齢人口も減少していくと見込まれるなど、人口減少下での少子・高齢社会に突入したと言われています。

人口減少、少子・高齢社会の到来は、労働力人口の減少による経済成長へのマイナスの影響を始め、年金や医療などの社会保障制度、子育ての在り方、地域社会の維持など社会全般にわたり、大きな影響を及ぼすことが懸念されています。

このため、安心して子どもを産み育てることができ、高齢者がいきいきと暮らすことができる環境づくりが求められるとともに、だれもが住み慣れた地域で、心身共に充実して暮らせる社会づくりが必要です。

(2) グローバル化の進展と地球規模の環境問題への対応

高速交通や情報通信ネットワークの発達などにより、人・物・情報は地域や国を越えた移動が増大するなど、グローバル化※は一層進展し、世界はこれまでにない大交流時代に突入しています。

グローバル化※の加速により、経済、文化、環境などあらゆる分野において、世界的な相互依存関係が深まっていくと考えられます。

このため、国際感覚を持ち、未来を切り開く人材の育成とともに、地域を訪れる外国人を迎え入れる仕組みづくりや在住外国人にも暮らしやすいまちづくりを進めていくことが求められています。

また、地球温暖化への対応やエネルギーの安定的確保が国際社会共通の課題となっており、このような地球規模の課題への対応も視野に入れた取組を進める必要があります。

(3) 地方分権の進展

人口減少、少子・高齢社会の到来により、これまで成長を支えてきた日本型の中央集権

的な社会経済システムは限界に直面しており、国・地方自治体共に危機的財政状況を迎えています。

このような中、国においては、自治体の自立的な財政運営を促す三位一体の改革[※]を推進するほか、国と地方が適切に役割を分担し、真の分権型社会を構築するために、広域自治体の在り方を見直す道州制[※]の検討も進んでいます。

地方分権改革は時代が求める変革であり、自主・自立した地方分権の実現へ向けての構造転換が着実に進展する中、地方自治体は、自己決定、自己責任の理念に基づく分権時代にふさわしい、地域の実情に応じた自主的・自立的な行財政運営が求められています。

(4) 協働のまちづくり

今日、都市化や核家族化などを背景に、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中で、地域や社会が抱える身近な課題を市民が自らの問題としてとらえ、自らの手で解決に向けて、積極的に取り組むことが求められています。

このため、「自助・共助・公助[※]」の視点に立ち、市民・NPO[※]・企業・行政などが手を携える協働[※]をキーワードに、まちづくりを進めていくことが重要になっています。

(5) 価値観、ライフスタイルの多様化

生活水準の向上、自由時間の増大、核家族化、女性の社会進出など社会環境の変化を背景に、「物の豊かさから心の豊かさへ」、「横並び思考から個性の尊重へ」など人々の価値観やライフスタイル[※]は、多様化しています。

このため、精神的ゆとりや心の豊かさを実感できる、文化・芸術、スポーツ・レクリエーションに親しめる環境づくりやそれぞれの個性を尊重し、それぞれが個性を発揮でき、だれもが、豊かで充実し、いきいきと自分らしく生きることのできる社会づくりが求められています。

(6) 安全・安心に対するニーズの高まり

近年、社会的モラルの低下や住民の連帯意識の希薄化などを背景に、犯罪などの発生件数が急増しています。特に、子どもを狙った犯罪や高齢者への巧妙化した詐欺事件が多発するとともに、交通事故などへの不安や食の安全・安心に対する関心が高まっています。

また、台風などによる自然災害が身近に発生するとともに、近い将来、東南海・南海地震の発生が予想されており、市民の安全への関心が高まっています。

このため、豊かな生活を維持し、安全で安心して暮らせる市民生活の確保が求められています。

7 現況と特性

(1) 人口動態

平成12(2000)年と17(2005)年を比較すると、本市の人口はわずかながら増加していますが、少子・高齢化が進行していることがうかがえます。

また、都市圏人口では、1次都市圏が2町、2次都市圏が4市1町、3次都市圏が1市3町のまま推移しており、本市の中核・拠点性は維持されています。

ア 高松市の年齢階層別の人口構成比

年	年齢	15歳未満	15歳以上 65歳未満	65歳以上	合 計
平成12年		62,861人	279,332人	74,009人	416,680人
		15.1%	67.0%	17.8%	100%
17年		60,505人	271,957人	84,314人	418,125人
		14.5%	65.0%	20.2%	100%

(注) 合計には年齢不詳分を含む。
平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
(資料) 国勢調査報告(総務省)

イ 都市圏人口

(単位:人、%)

区 分	平成12年					17年						
	市 町	人口	流入率	都市圏人口		市 町	人口	流入率	都市圏人口			
1次都市圏	三 木 町	28,769	40.7	471,654			三 木 町	28,790	42.2	472,543		
	綾 川 町	26,205	40.0				綾 川 町	25,628	39.2			
2次都市圏	さぬき市	57,772	28.1	695,774	750,748	843,122	さぬき市	55,754	28.0	694,619	749,037	838,788
	坂 出 市	59,228	15.2				坂 出 市	57,266	15.6			
	宇多津町	15,978	10.6				東かがわ市	35,929	11.1			
	東かがわ市	37,760	10.4				宇多津町	17,460	10.8			
	丸 亀 市	108,356	10.2				丸 亀 市	110,085	10.0			
	3次都市圏	多度津町	23,657				8.2	509,054				
3次都市圏	まんのう町	20,969	8.1	まんのう町	19,896	7.8						
	琴 平 町	11,335	7.6	琴 平 町	10,747	7.4						
	善 通 寺 市	36,413	5.8	善 通 寺 市	35,495	6.3						
高松市人口	416,680					418,125						
1次・2次・3次 都市圏人口の 県人口に占め る比率	82.4					82.9						

(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
流入率=(当該市町に常住し高松市で従業・通学する15歳以上就業・通学者数) / (当該市町に常住する15歳以上就業・通学者数) × 100。小数点第2位を四捨五入
1次都市圏 流入率 30%以上
2次都市圏 流入率 10%以上30%未満
3次都市圏 流入率 5%以上10%未満
(資料) 国勢調査報告(総務省)

(2) 地方分権の進展

地方分権一括法[※]が施行された平成12(2000)年度以後、本市は毎年、香川県から事務の移譲を受け、着実に行政能力を向上させるとともに、市町合併などにより、行財政基盤の一層の充実を図りつつあります。

ア 主な動き

時 期	主 な 動 き
平成11年 7月	地方分権一括法成立
16年 5月	合併関連3法成立
18年12月	地方分権改革推進法成立

イ 地方分権一括法が施行された平成12(2000)年度以後、香川県から本市に移譲された事務項目数

(単位:項目)

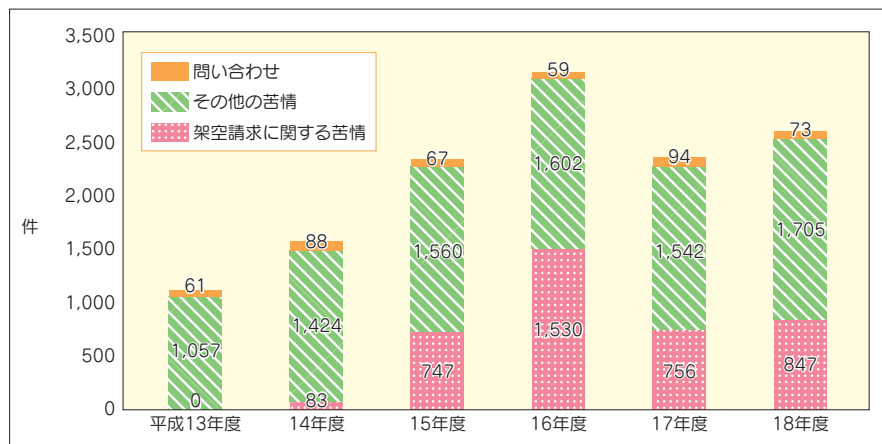
年 度	移譲事務項目数	累 計
平成12年度	177	177
13年度	116	293
14年度	9	302
15年度	16	318
16年度	40	358
17年度	12	370
18年度	48	418

(3) 安全、安心(消費生活相談件数、交通事故・火災発生状況)

本市の消費生活相談においては、平成15(2003)年度以降、急増した架空請求に関する苦情が17(2005)年度に一旦減少したものの、18(2006)年度から再び増加しており、その他の苦情についても増加傾向にあります。

また、交通事故の発生件数や負傷者数が増加傾向にあるほか、火災の発生状況も多数で推移しており、安全で安心なまちづくりの推進のため、一層の取組が求められています。

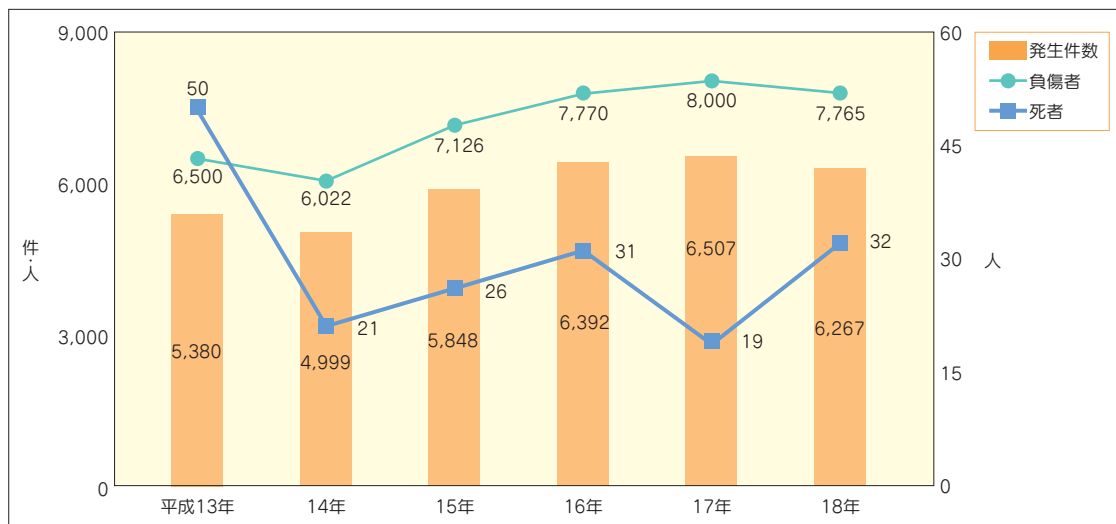
ア 高松市消費生活相談件数の推移



(注) 高松市消費生活相談窓口における件数

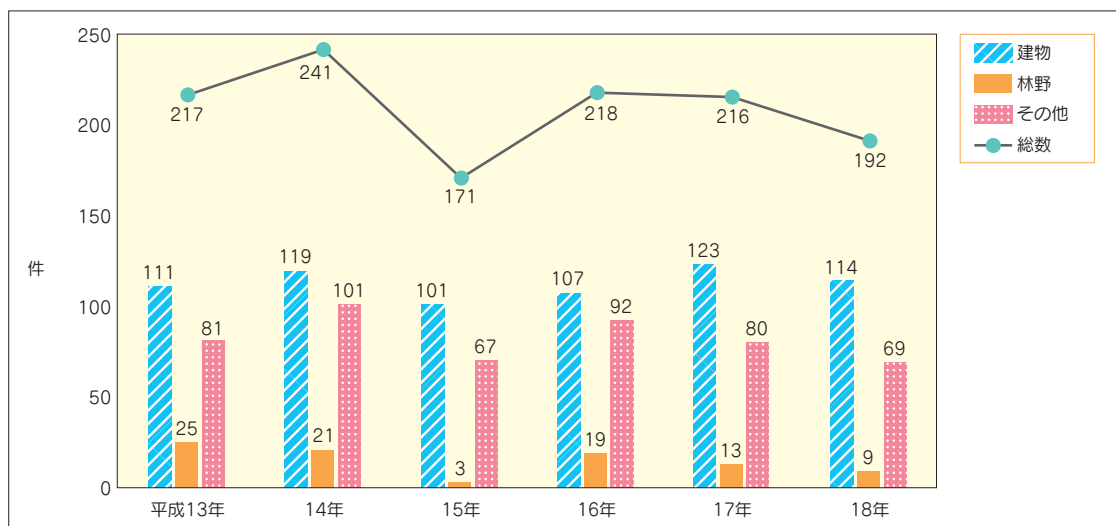


イ 高松市内の交通事故発生状況



(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
 (資料) 香川県統計年報、高松市の交通事故資料（高松市、高松市交通安全都市推進協議会）

ウ 高松市消防局管内の火災発生状況



(注) 平成19年4月1日現在の高松市消防局管内（高松市、綾川町、三木町）に組み替えて作成
 (資料) 高松市

(4) 協働のまちづくり(NPO法人認証数・地域コミュニティ協議会構築数)

本市に主たる事務所を置くNPO※法人の認証数が着実に伸びているほか、本市の地域コミュニティ協議会※の構築も順次進んでおり、協働※のまちづくりのための環境が整いつつあります。

ア 高松市に主たる事務所を置く NPO法人認証数

(単位:件)

年 度	認証数		
	内閣府	香川県	累 計
平成10年度	0	2	2
11年度	0	3	5
12年度	0	5	10
13年度	1	12	23
14年度	2	15	40
15年度	0	17	57
16年度	2	11	70
17年度	1	10	81
18年度	0	17	98
19年度	2	9	109

(注) NPOポータルサイト(内閣府)から作成
平成19年11月1日調べ

イ 高松市の地域コミュニティ協議会 の構築数

(単位:協議会)

年 度	構築数	累 計
平成15年度	13	13
16年度	14	27
17年度	8	35
18年度	2	37
19年度	2	39

(資料) 高松市
平成19年11月1日現在

(5) 拠点性と交流人口

瀬戸内海三橋時代の到来や高速交通網の整備、情報化の進展に伴い、本市の拠点性は相対的に低下してきていますが、四国内における状況を見ると、国の出先機関の四国内での配置状況では、ほとんどの機関が本市に配置されており、本市は優位な地位を占めています。

また、各業種売上上位社の支店等や各市に本社を置く上場企業数でも、本市が現状では優位性を保っています。

一方、中四国主要8市で比較すると、本市の事業所数、事業所従業者数は、他の7市と同様に減少しており、産業大分類別に見ても、事業所数では、医療・福祉以外の業種は減少しており、事業所従業者数では、電気・ガス・熱供給・水道業および医療・福祉以外の業種は減少しています。

また、卸売業販売額は、中四国で3位、四国で1位となっているものの、小売業販売額は、中四国で4位、四国で2位となっています。

交通面では、四国の県庁所在都市4市間の所要時間合計で、本市は、高速道路および鉄道の利用いずれにおいても最短時間であり、時間距離で4市の中心に位置していますが、航空便の定期路線の就航先は、国内2都市、国外1都市にとどまっています。

また、屋島、栗林公園等の既存の観光施設の利用者数は、瀬戸大橋の開通時をピークに、減少傾向が続いています。

ア 国の出先機関の配置状況

(単位:機関)

府省等	高松市	徳島市	松山市	高知市	その他
人 事 院	1				
内 閣 府	2				
総 務 省	1		1		
法 務 省	5				
財 務 省	2				
厚生労働省	2				
農林水産省				1	2
経済産業省	2				
国土交通省	5				
環 境 省	1				
最高裁判所	1				
計	22	0	1	1	2

(注) 四国に所在し、1機関で四国全域を管轄する国の機関 (平成19年4月現在)

イ 企業のうち、各業種売上上位10社の支店等の配置状況

(単位:社)

業種	市	高松市	徳島市	松山市	高知市
建 設	6	1	1	1	1
鉄 鋼	5	0	0	0	1
機 械	4	0	0	0	0
電気機器	6	0	0	0	0
商 社	7	0	1	0	0
小 売	4	2	4	3	3
陸 運	3	1	2	1	1
通 信	3	1	1	1	1
サービス	5	2	2	1	1
銀 行	7	3	2	3	3
計	50	10	13	11	11

(注) NIKKEI NET売上高ランキングおよび各社ホームページにより計数 (平成19年3月2日現在)
銀行については、都市銀行、信託銀行およびその他の銀行中、経常収益 (平成18年9月中間決算) により計数
支店に営業所が属するなど、上下関係があるときは、上位の組織により計数

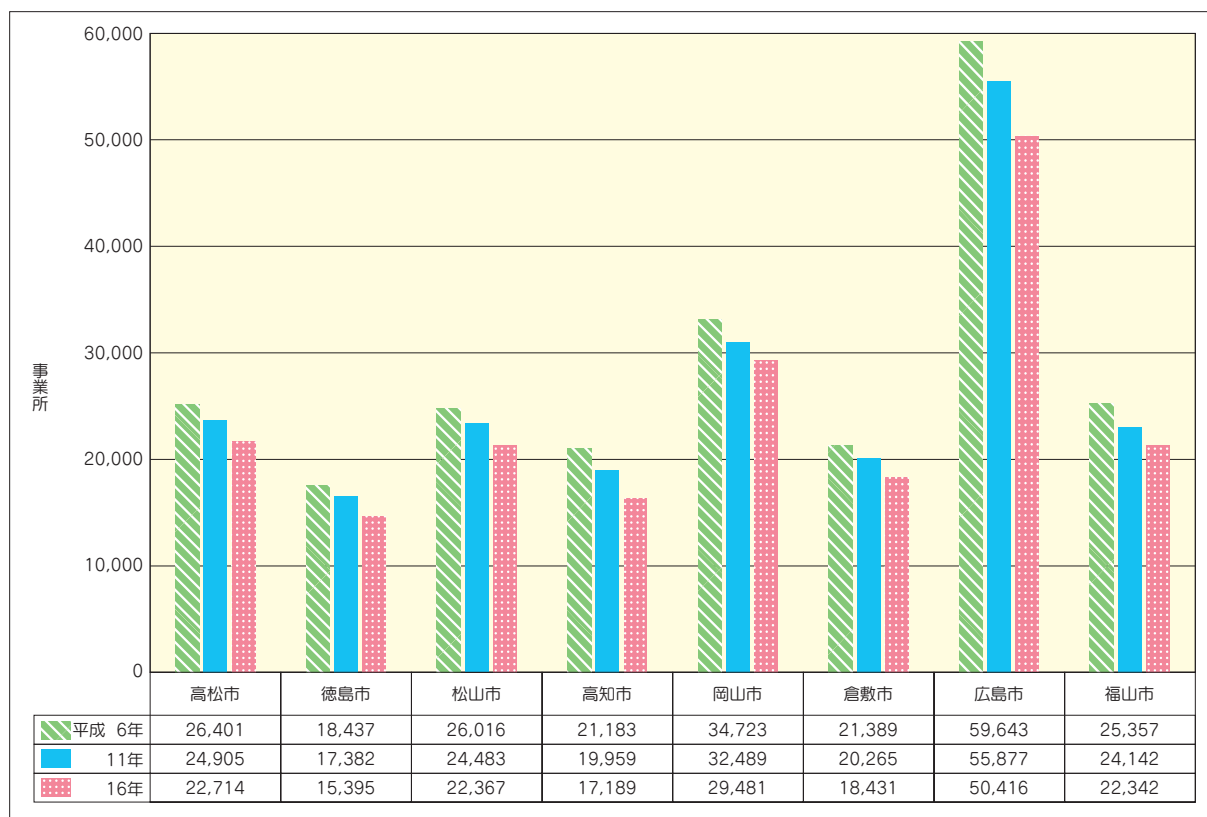
ウ 地元主要企業数

(単位:社)

東京証券 取引所	本社所在地			
	高松市	徳島市	松山市	高知市
1部上場	8	2	5	1
2部上場	1	0	0	2
計	9	2	5	3

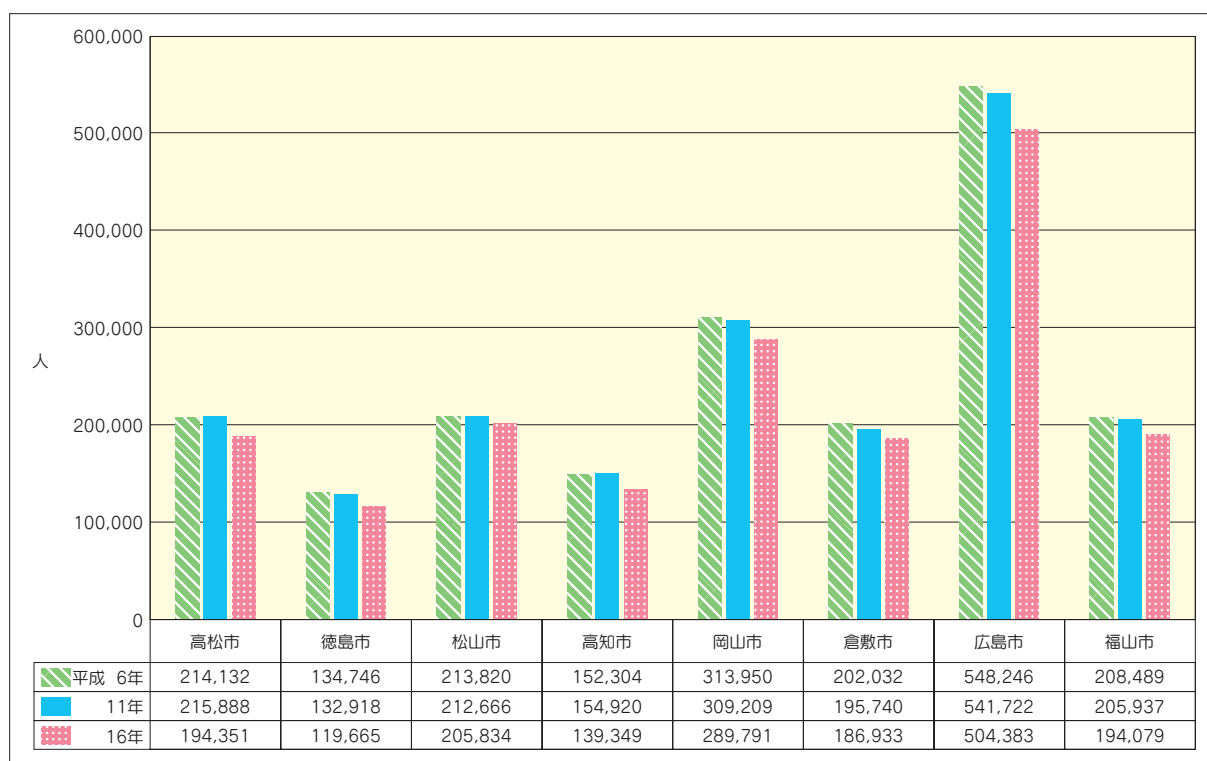
(注) 東京証券取引所上場会社情報サービスから作成
平成19年4月現在

工 事業所数



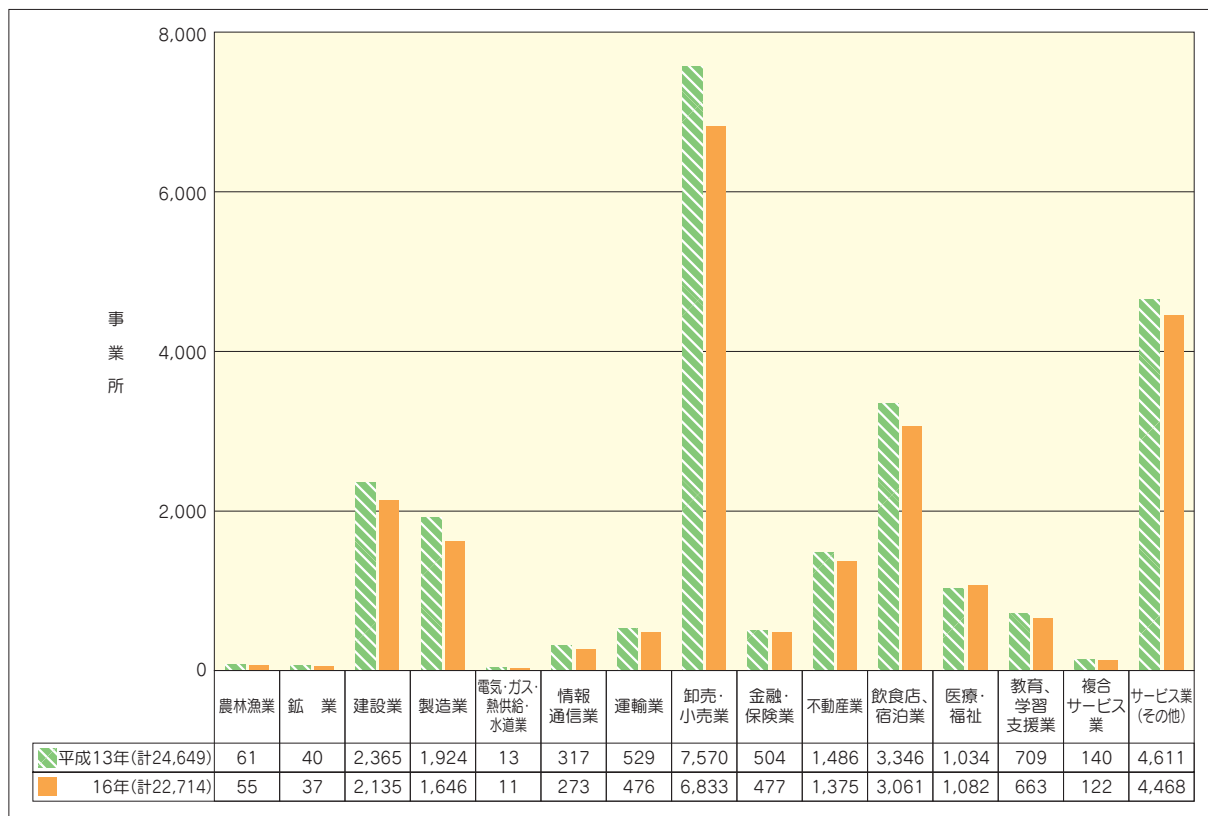
(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成
 (資料) 事業所・企業統計調査 (総務省)

才 事業所従業者数



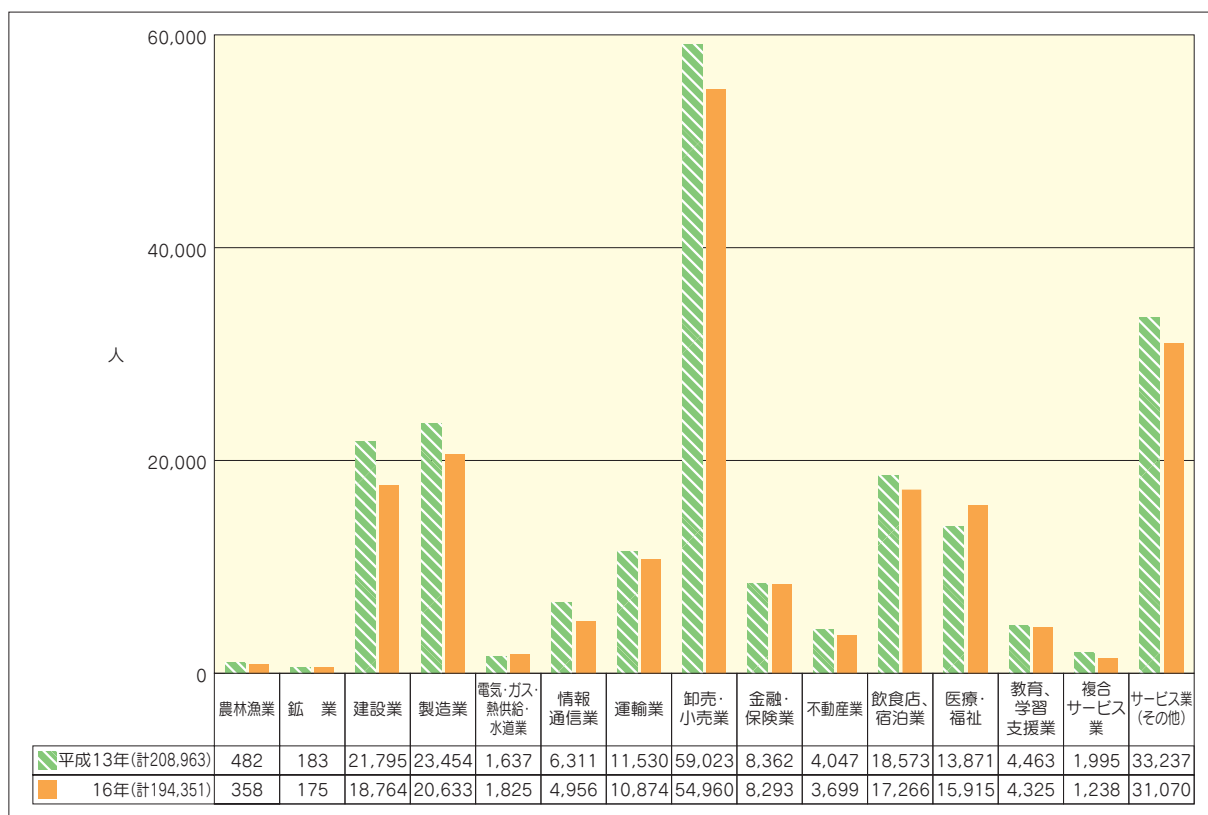
(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成
 (資料) 事業所・企業統計調査 (総務省)

カ 高松市の産業大分類別事業所数



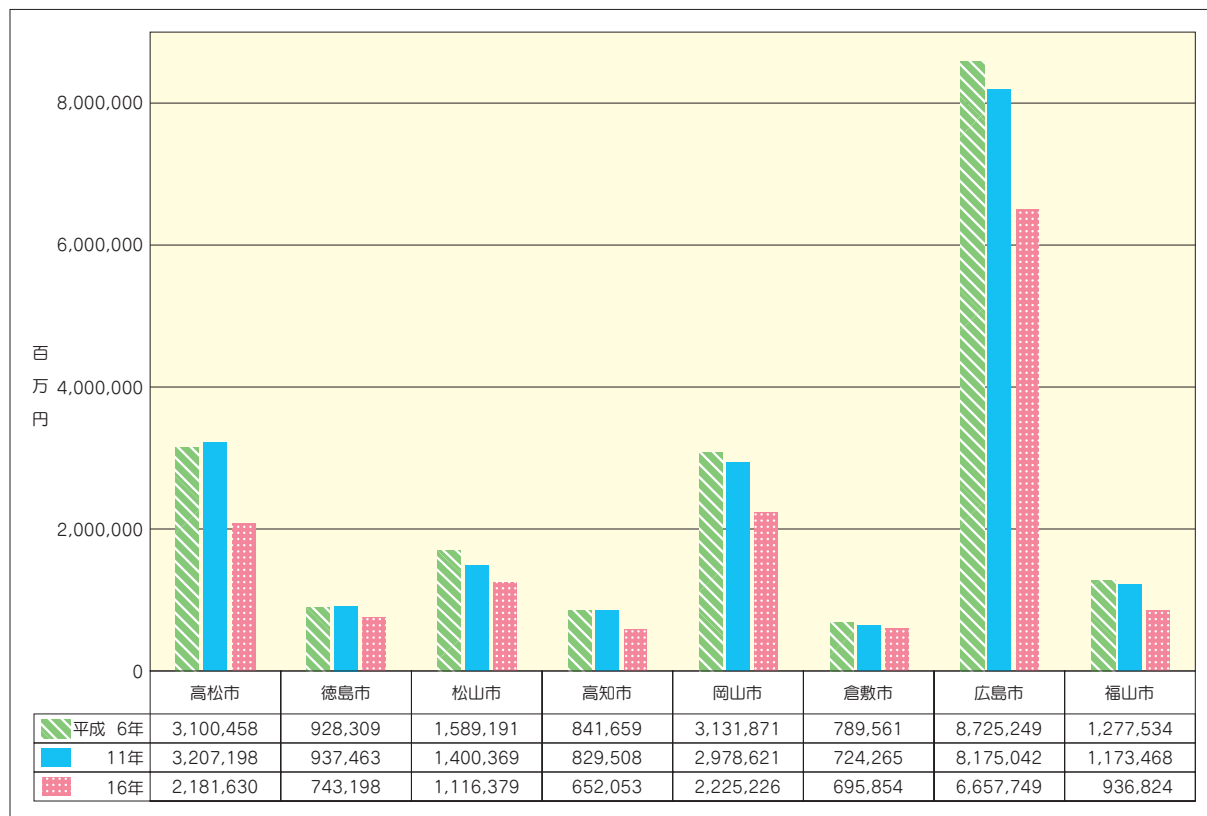
(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査(総務省)

キ 高松市の産業大分類別事業所従業者数



(注) 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成
(資料) 事業所・企業統計調査(総務省)

ク 年間卸売業販売額



(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成

(資料) 商業統計調査 (経済産業省)

ケ 年間小売業販売額



(注) 平成19年4月1日現在の市町村の境界に組み替えて作成

(資料) 商業統計調査 (経済産業省)



コ 四国4市間所要時間(高速道路・鉄道利用)

(単位:分)

都市名	高松	徳島	松山	高知	計
高 松		70	126	104	300
		55	140	126	321
徳 島	70		154	128	352
	55		209	142	406
松 山	126	154		126	406
	140	209		228	577
高 知	104	128	126		358
	126	142	228		496

(注) 上段: 高速道路利用、下段: 鉄道利用
高速道路利用は、高松は高松中央IC、
徳島は徳島IC、松山は松山IC、
高知は高知ICとして計数
鉄道利用は、各都市間のダイヤ中、
最短時間で計数

(資料) 道路TIME TABLE (国土交通省)、
鉄道時刻表

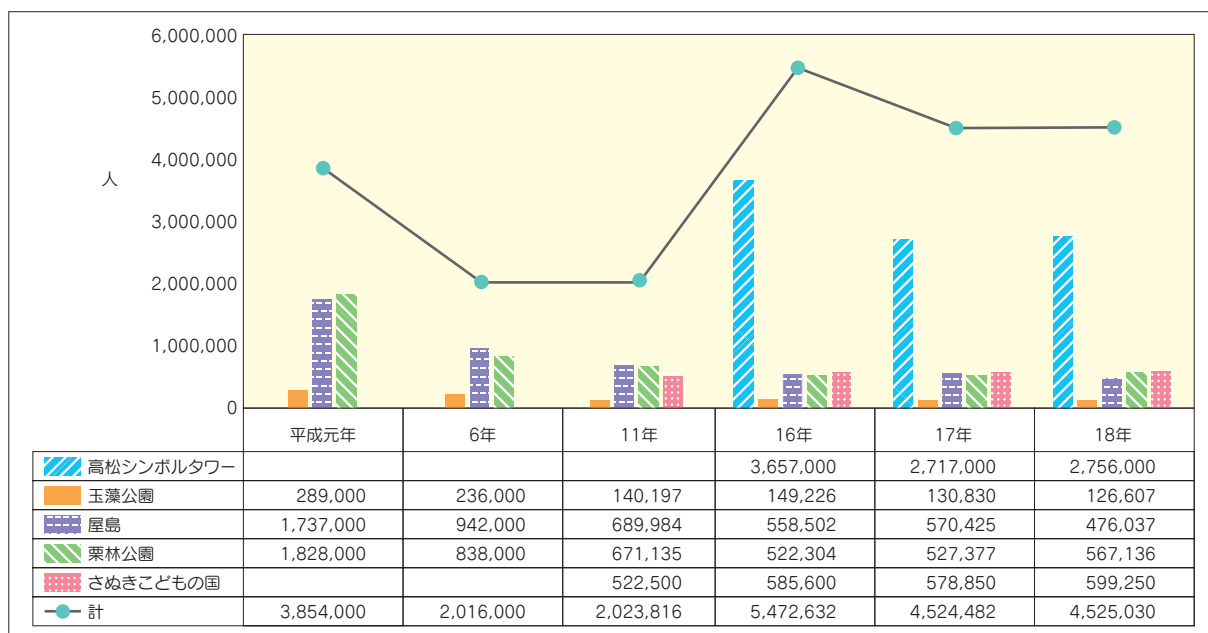
サ 四国4空港発着定期路線の1週間あたり便数(季節運航を除く。)

(単位:便)

区 分	空港名	高松	徳島	松山	高知
国内線	羽 田	70	42	70	56
	伊 丹			98	84
	関 西			14	14
	中 部		14	21	
	名古屋小牧			14	14
	福 岡		14	21	21
	熊 本			7	
	鹿 児 島	7		7	
	那 覇			4	3
国際線	仁川(ソウル)	3		3	
	浦東(上海)			2	

(注) 1便は1往復
(資料) 航空便時刻表 (平成19年11月)

シ 観光施設等利用者数



(資料) 高松市

8 まちづくりの基本的考え方

本市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえ、次の5つの視点をまちづくりに当たっての基本的考え方とします。

(1) ソフトの重視

戦後の高度経済成長時代から、安定成長時代、バブル経済の発生・崩壊を経て低成長時代へと推移するとともに、人々の意識や価値観が多様化する中、人々の心は、経済的豊かさの追求のみならず、文化の重視、人間性の尊重など、心の豊かさを重視する方向へ変化してきており、これまでの機能性や利便性の追求とともに、ソフト戦略を重視する方向へと転換を図り、真の豊かさを実感できるまちづくりの展開を目指すものとします。

(2) 拡大基調からの転換

人口減少社会や地球環境問題、資源の有限性、厳しい財政状況などを踏まえ、これまでの拡大基調から転換し、自然との共生を図りつつ、より成熟した都市機能を発揮しながら、コンパクトで、持続可能な都市づくりを目指すものとします。

(3) 州都機能の確保と交流人口の拡大

四国のリーディング・シティ[※]としての役割と責任を果たせるよう、州都機能の確保を視野に入れた都市づくりを進めるとともに、人口減少社会および本市の都市圏域と人口吸引力を踏まえ、定住人口の増加も念頭に置き、流入・交流人口の拡大を目指すものとします。

(4) 地域コミュニティを軸としたまちづくり

参加型社会としての地域自治を拡充する上で、その基礎単位となる地域コミュニティは重要な鍵を握るものであり、地域コミュニティの位置付けを明確にしながら、地域コミュニティを軸としたまちづくりの展開を目指すものとします。

(5) 地域の未来と活力を支える人づくり

まちづくりの基本は人づくりであり、まちの最高の資産は、そこに住み、限らない可能性を秘めた人材であるとの認識から、若者の定着も含め、これからの時代を切り開き、地域の未来と活力を支える人づくりに力点を置くものとします。

第5次高松市総合計画

基本構想



1 目指すべき都市像

文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松

本市は、多島美を誇る波静かな瀬戸内海に面し、これまで、人々の暮らしや経済・文化など様々な面において、瀬戸内海との深いかかわりの中で、県都として、また、四国の中枢管理都市として発展を続けてきた、海に開かれた都市です。

平成17(2005)年度には近隣の6町と合併し、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る、海、山、川など恵まれた自然を有する広範な市域の中に、にぎわいのある都心やのどかな田園など、都市機能・水・緑が程よく調和し、豊かな生活空間を有する新しい高松市が誕生しました。

この高松市を、だれもが暮らしたい、訪れたい、魅力あるまちとして、次代に引き継いでいくためには、それぞれの地域の特徴をいかした、都市的利便性と自然的環境が享受できる都市の実現に向け、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進める中で、文化があふれ、人・まち共に活力に満ちた、光輝くまちの実現を目指す必要があります。

まちの最高の資産は、そこに住み、働き、学ぶすべての人々です。

人々が、自ら考え、共に支え合い、主体的にまちづくりに取り組み、生きがいと誇りを持てるまちこそ、将来にわたり、都として、光輝くまちになると考えます。

このような考えに基づき、本市の目指すべき都市像を、「**文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松**」とします。

2 目標年次

平成27(2015)年度を目標とします。

3 まちづくりの目標

本市は、目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」を実現していくために、次のとおりまちづくりの目標を掲げ、推進していきます。

1 心豊かな人と文化を育むまち

2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

3 健やかにいきいきと暮らせるまち

4 人がにぎわい活力あふれるまち

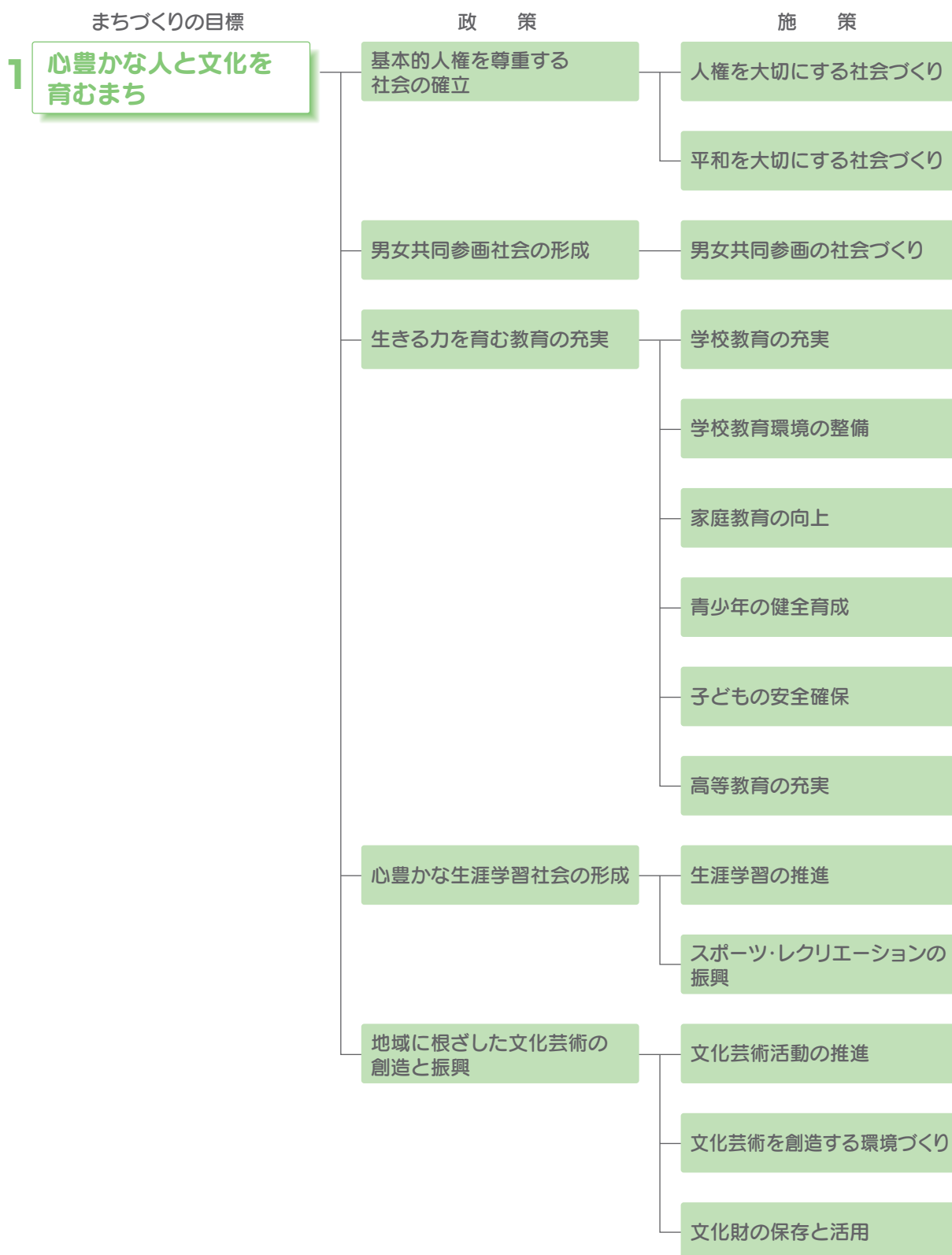
5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

6 分権型社会にふさわしいまち



4 施策の大綱

まちづくりの6つの目標の実現に向けて、施策を展開していくための考え方を「施策の大綱」として、次のとおり定めます。







まちづくりの目標

3

健やかにいきいきと
暮らせるまち

政 策

施 策

子どもが健やかに生まれ育つ
環境づくり

家庭・地域における子育て支援

子育てと仕事の両立支援

健やかに暮らせる環境づくり

健やかに暮らすための
健康づくり

医療体制の充実

社会保障制度の適切な運営

いきいきと共に暮らせる福祉
環境づくり

みんなで支え合う地域福祉の
推進

障害者の自立支援と社会活動
への参加の促進

高齢者の生活支援と社会活動
への参加の促進

生活困窮者の自立支援

まちづくりの目標

4

人がにぎわい
活力あふれるまち

政 策

施 策

魅力あふれる観光・コンベン
ションの振興

地域性豊かな特色ある観光
資源の創造

観光客誘致・交流の推進

地域を支える産業の振興・
地域経済の活性化

商工業の振興と地域経済の
活性化

農林水産業の振興

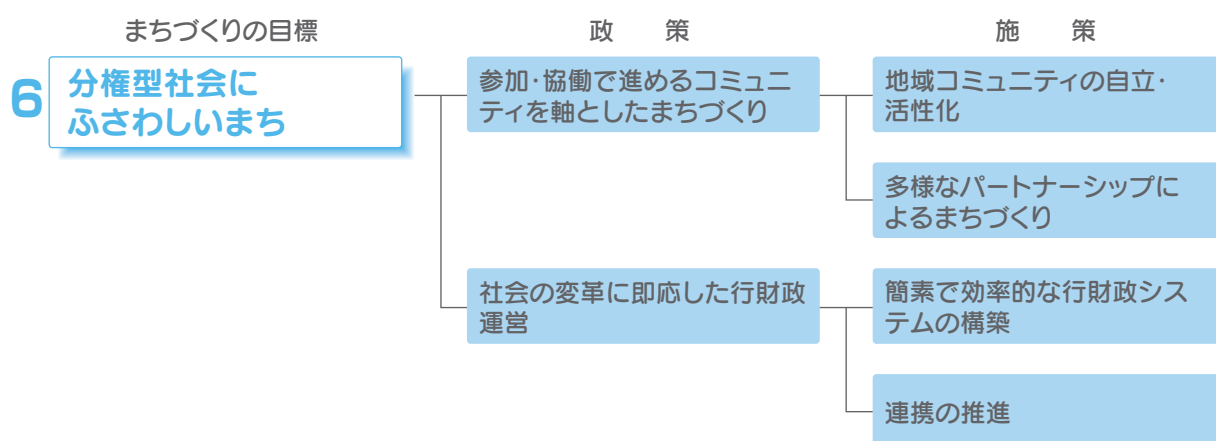
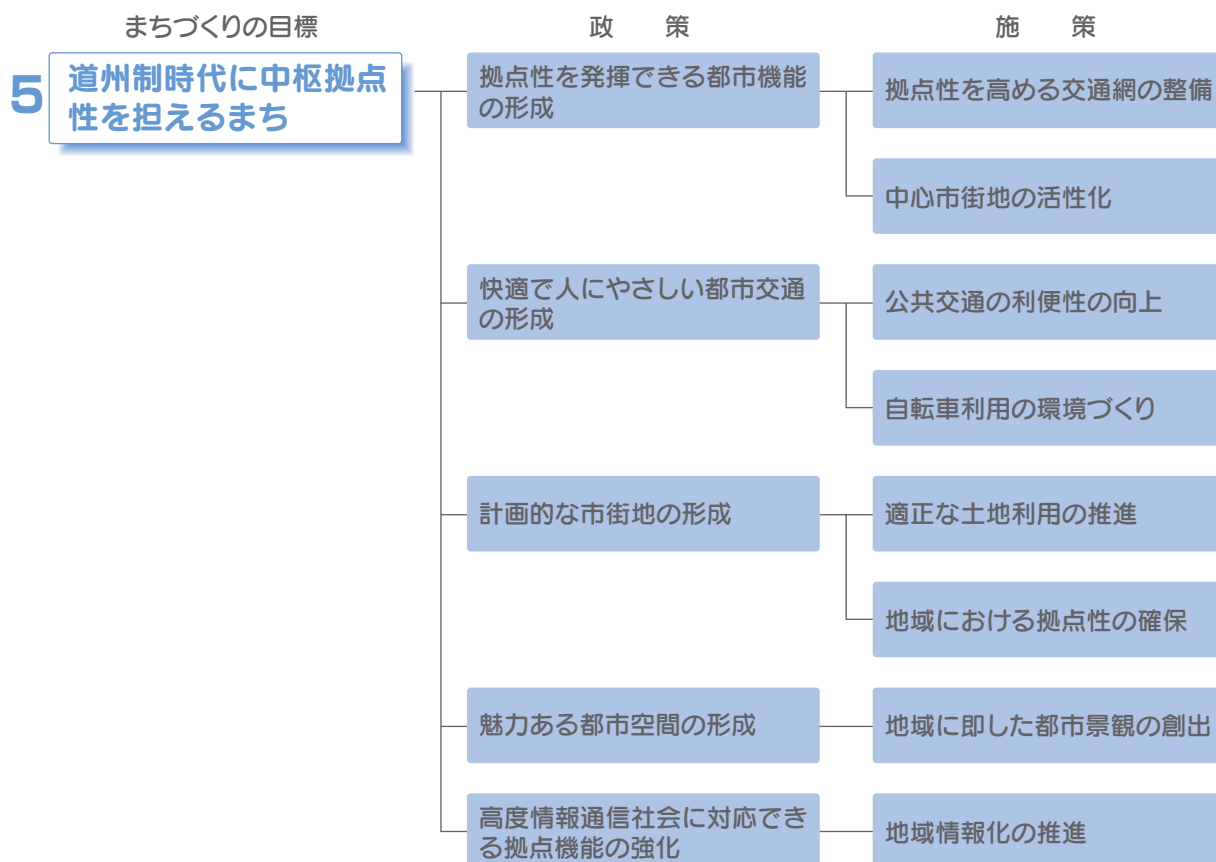
特産品の育成・振興とブランド
化の推進

安定した魅力ある就業環境
づくり

就業環境の向上

人が行きかう多彩な交流の
促進

国際化への対応と地域間交流
の推進





1 心豊かな人と文化を育むまち

人権を大切にすることや平和を大切にすることの推進により、
基本的人権を尊重する社会の確立に努めるとともに、男女共同参画社会の形
成を図ります。

また、学校教育の充実や青少年の健全育成など、生きる力を育む教育の充
実を図るとともに、生涯学習の推進やスポーツ・レクリエーションの振興に
より、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。

また、文化芸術活動の推進を始め、文化芸術を創造する環境づくり、文化
財の保存と活用により、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図り、心豊
かな人と文化を育むまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●すべての人々の人権が尊重され、相互に共存し得る平和で豊かな社会を実現することは、
あらゆる施策を進めていく上での基本です。

本市は、これまでも様々な人権問題の解決に向けて取り組んできましたが、近年、国際化、
情報化の進展など、社会経済情勢の急激な変化により、新たな人権問題も生じており、より
効果的な取組が求められています。

このため、市民一人一人が、あらゆる人権問題に対して正しい認識と理解を深め、問題解
決に向けて努力していくことができるよう、人権を大切にすることや平和を大切にすることの
推進により、基本的人権を尊重する社会の確立を図ります。

●価値観が多様化する中、家族形態やライフスタイル[※]の変化などにより、男女が様々な分
野に参画し、それぞれの個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の形成
が求められています。

このため、男女が対等なパートナーとして、家庭や職場などで互いに尊重し、責任を果た
しながら暮らせる社会づくりに取り組み、共にいきいきと自分らしく生きる男女共同参画社
会の形成を図ります。

● 少子・高齢化の進行や人口減少社会の到来、国際化などにより、次代を担う青少年が心身共に健やかに育まれ、未来を切り開く人間に成長していくことの重要性がますます増大しています。このような中、青少年の規範意識や学ぶ意欲が低下するとともに、少年犯罪の低年齢化やいじめ、不登校などが社会問題となっています。

また、児童虐待や不審者による声かけなど、子どもの安全が脅かされる事案が増加しており、子どもの安全確保のための効果的な取組が求められています。

一方、高等学校卒業後の人材の流出が顕著となっており、若者の向学意欲を満たすとともに、本市への定着化を図るため、大学教育等の充実促進が課題となっています。

このため、学校教育の充実を始め、学校教育環境の整備、家庭教育の向上、青少年の健全育成、子どもの安全確保、高等教育の充実を図り、生きる力を育む教育の充実に努めます。

● 自由時間の増大やライフスタイル[※]の変化が進む中、より豊かで充実した人生を実現できる環境の整備が求められています。

このため、学習機会の拡充や学習施設・機能の充実を図り、生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や施設の整備など、スポーツ・レクリエーションの振興を図り、心豊かな生涯学習社会の形成に努めます。

● 優れた文化芸術は、人々の心を豊かにし、生活にゆとりと潤いを与えてくれるとともに、人と人とのつながりを生み、互いを理解し、尊重しあう基盤を築いてくれるといった、活力あるまちをつくる上で重要な役割を担っています。

このような中、個性豊かな文化芸術の創造を始め、市民の幅広い文化芸術活動の促進、歴史遺産としての文化財の保存と活用や、地域に根ざした伝統文化の継承などが求められています。

また、市町合併により新たに加わった多種多様な文化芸術資源の連携に努めるなど、効果的な活用を図ることが求められています。

このため、市民文化祭アーツフェスタたかまつ[※]などの文化芸術活動の推進や、様々な文化芸術に触れる機会や場を創出する施設の整備や機能の充実と、交流・情報発信を推進する中で、文化芸術を創造する環境づくりを進めるとともに、文化財の保存と活用に努め、地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図ります。

政 策

1 基本的人権を尊重する社会の確立

基本的人権を尊重する社会を確立するため、同和問題を始め、様々な人権問題の解決に向け、人権教育・啓発を推進するとともに、人権啓発活動拠点の機能を充実し、人権を大切にする社会づくりを進めます。

また、平和意識の高揚を図るため設置している平和記念室の効果的な運営などにより、平和意識の啓発を図り、平和を大切にする社会づくりを推進します。

- 【施策】 ● 人権を大切にする社会づくり
● 平和を大切にする社会づくり



2 男女共同参画社会の形成

男女共同参画社会を形成するため、男女共同参画市民フェスティバルなど、様々な機会を通じて意識啓発を図るとともに、男女共同参画センターを市民の活動拠点として、家庭や職場など、あらゆる分野への参画の促進や、共に豊かで安心できる生活・環境づくりを推進し、男女共同参画の社会づくりを進めます。

- 【施策】 ● 男女共同参画の社会づくり



3 生きる力を育む教育の充実

生きる力を育む教育の充実を図るため、次代を担う青少年が、心豊かにたくましく育つよう、基礎・基本を身につける確かな学力の育成など、学校教育の充実を図るとともに、学校教育施設の整備や就学支援の充実などの学校教育環境の整備、大学教育の充実促進などの高等教育の充実に努めます。

また、教育の原点である家庭教育の充実を図るとともに、青少年健全育成や、子どもの安全対策を推進します。

- 【施策】**
- 学校教育の充実
 - 学校教育環境の整備
 - 家庭教育の向上
 - 青少年の健全育成
 - 子どもの安全確保
 - 高等教育の充実





4 心豊かな生涯学習社会の形成

心豊かな生涯学習社会の形成を図るため、学習の機会の拡充や図書館を始めとする施設等の充実により生涯学習を推進するとともに、スポーツ・レクリエーション活動の推進や東部運動公園など施設の整備を行うほか、地域密着型トップスポーツチーム※を支援し、スポーツ・レクリエーションの振興を図ります。

- 【施策】 ●生涯学習の推進
●スポーツ・レクリエーションの振興



5 地域に根ざした文化芸術の創造と振興

地域に根ざした文化芸術の創造と振興を図るため、文化芸術ホール等を活用して優れた文化芸術に触れる機会の拡充や人材の育成・支援など、市民の自主的、創造的な文化芸術活動を推進します。

また、文化芸術施設相互の連携を図る中で、その整備と機能の充実に努めるとともに、文化芸術の交流や効果的な情報発信を図り、文化芸術を創造する環境づくりを推進します。

また、国の特別史跡讃岐国分寺跡や古代山城屋嶋城※の整備など、長い歴史と伝統に育まれ、伝承されてきた文化財の保存と活用に努めます。

- 【施策】**
- 文化芸術活動の推進
 - 文化芸術を創造する環境づくり
 - 文化財の保存と活用





2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

市民一人一人が環境問題への認識を深め、環境と共生する持続可能な循環型社会※の形成を図るとともに、市民生活における快適性と安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

また、水を大切にすまちづくりを推進するとともに、災害や事故などから市民を守るため、安全で安心して暮らせる環境の整備を図り、人と環境にやさしい安全で住みよいまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●大量生産・大量消費型の社会経済システムによる環境への負荷の増大は、身近な地域の環境にとどまらず、地球環境にも大きな影響を与えており、ますます深刻化している地球温暖化などの地球規模の環境問題への対応や循環型社会※への転換など、環境への負荷を低減するため、一人一人が環境問題を考え、行動するとともに、様々な主体が協働※し、あらゆる分野において環境配慮という視点に立って取り組むことが求められています。

このようなことから、私たちを取り巻く環境を、より良い状態で将来の世代に引き継ぐため、消費・廃棄についてのライフスタイル※を見直し、自然環境の保全・再生など環境保全活動の推進や地球温暖化防止対策に取り組むとともに、ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進や廃棄物の適正な処理を推進し、環境と共生する持続可能な循環型社会※の形成に努めます。

●道路、公園、下水道などの生活・都市基盤は、市民の暮らしや都市・経済活動を支える上で、欠くことのできないものであり、都市の基本的な機能として、市民生活の快適性と安全性が確保され、だれもが安心して暮らすことのできる生活・都市基盤の整備が求められています。

このため、道路、公園など市民生活に密着した生活基盤や河川、港湾、下水道などの都市基盤の整備・充実に取り組み、市民生活における快適性、安全性を確保し、豊かな暮らしを支える生活環境の向上に努めます。

●水は、限りある資源であり、日常生活やあらゆる経済産業活動、自然の生態系にとって欠くことのできない貴重な資源です。水資源に恵まれない本市では、渇水の頻発が懸念される中、今後とも安定的で持続的な給水の確保に向けた取組を進める必要があります。

このため、再生水の活用など水の循環利用と節水を推進する中で、安定した給水の確保と安全で良質な水道水の供給に努め、水を大切にするまちづくりを推進します。

●近い将来発生が予想される東南海・南海地震などの災害から市民を守るため、防災面を意識した災害に強いまちづくりを推進することが求められています。

また、複雑・多様化している事故、犯罪を防止し、市民の安全を確保するため、市民の防犯・交通安全意識の高揚や緊急時において迅速かつ的確に対応できる体制の整備など、防犯機能や交通安全対策の充実強化に取り組む必要があります。

このため、市民や関係機関との連携を強化し、消防体制・危機管理体制の整備や防犯対策、交通安全対策の充実を図るとともに、消費者の権利保護・自立促進や生活衛生の向上を図り、安全で安心して暮らせる環境の整備を推進します。

政 策

1 環境と共生する持続可能な循環型社会の形成

環境と共生する持続可能な循環型社会[※]の形成を図るため、地球温暖化防止など、地球規模での環境問題への対応として、一人一人が地球環境問題への認識を深められるよう、効果的な意識啓発を行い、市民、事業者、行政が一体となって環境に配慮した行動を展開するとともに、資源・エネルギーの有効利用の推進や、身近な自然環境の保全、環境汚染防止の推進、環境保全意識の啓発など、環境保全活動を推進します。

また、ごみの発生抑制・減量・リサイクルを推進するとともに、一般廃棄物、産業廃棄物の適正処理や不法投棄防止対策に取り組めます。

- 【施策】**
- 環境保全活動の推進
 - ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進
 - 一般廃棄物の適正処理の推進
 - 産業廃棄物の適正処理の促進
 - 不法投棄の防止





2 豊かな暮らしを支える生活環境の向上

市民の豊かな暮らしを支える生活環境の向上を図るため、生活道路・公園の整備、緑地の保全を始め、良好な居住環境の整備や地籍調査※の推進など、生活基盤の整備・充実を図ります。

また、下水道・合併処理浄化槽の整備を図るとともに、港湾・漁港の整備や河川・水路環境の保全に努めるなど、都市基盤の充実・強化を図ります。

- 【施策】**
- 居住環境の整備
 - 身近な道路環境の整備
 - みどりのまちづくり
 - 河川・港湾の整備
 - 下水道・合併処理浄化槽の整備



3 水を大切にするまちづくり

水を大切にするまちづくりを進めるため、雨水や再生水の有効活用など水の循環利用を推進するとともに、節水行動の定着化など、節水を推進します。

また、水道事業の経営基盤強化とサービスの向上に努める中で、自己処理水源の確保や浄水場の整備等を進め、安定給水の確保を図るとともに、水質検査体制の充実などに努め、安全で良質な水道水の供給を図ります。

- 【施策】**
- 水の循環利用と節水の推進
 - 安全で安定した水道水の供給



4 安全で安心して暮らせる環境の整備

安全で安心して暮らせる環境の整備を図るため、災害に強い都市の実現を目指し、防災体制の整備・充実などにより、各種災害への対応能力の向上を図るとともに、消防力の強化に取り組み、災害・緊急時において、迅速かつ的確に対応できる消防体制や危機管理体制の整備を図ります。

また、市民および警察等関係機関との連携を強化する中で、防犯対策や交通安全対策の充実を図るとともに、食品・環境衛生対策など生活衛生の向上、消費者の権利保護と自立促進に取り組みます。

- 【施策】**
- 消防体制の整備
 - 危機管理体制の整備
 - 防犯対策の推進
 - 生活衛生の向上
 - 交通安全対策の充実
 - 消費者の権利保護と自立促進





3 健やかにいきいきと暮らせるまち

保健・医療・福祉の連携と役割分担の下、家庭・地域における子育て支援など、子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めるとともに、健康づくりや医療体制の充実など、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

また、障害者の自立支援や高齢者の生活支援など、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進し、健やかにいきいきと暮らせるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●少子化が進行する中、核家族化や地域の人間関係の希薄化による家庭や地域での子育て機能の低下が社会問題となっており、育児に対する不安・負担感の拡大や子育てと仕事の両立の難しさ、子育て費用の増大などに対する効果的な子育て支援対策が求められています。

このため、子育てに関する様々な情報提供・相談など子育て支援体制の整備、子育てに伴う経済的な負担の軽減など、家庭・地域における子育て支援を推進するとともに、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや放課後児童対策の充実、子育てしやすい就業環境の整備促進など、子育てと仕事の両立支援を推進し、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりに努めます。

●近年の医学・医療の急速な進歩の一方で、食生活や運動など毎日の生活習慣との関連が深い、糖尿病や心臓病、がん、脳卒中といった生活習慣病や日常生活におけるストレス、疲労の蓄積等による心の不健康の増加が、新たな社会問題となっており、病気の早期発見、早期治療のみならず、市民一人一人が、健康づくりの大切さを自覚し、生活習慣病の発症や経過と、食生活・運動・休養などの生活習慣とのかかわりについて正しい知識を身につけ、健康的な生活習慣を実践していくことが不可欠となっています。

このため、ライフステージ※に応じた心と体の健康づくりや食育※の推進など、健やかに暮らすための健康づくりを、より一層推進するとともに、市立病院の整備や他の医療機関等との連携強化など、医療体制の充実を図るほか、国民健康保険や介護保険などの社会保障制度の適切な運営に努める中で、市民一人一人が健やかに暮らせる環境づくりを推進します。

●障害者や高齢者を取り巻く環境は大きく変化し、加えて、障害者・高齢者のライフスタイル[※]や価値観の多様化に伴い、福祉にかかわるサービスの需要は増大しており、障害者・高齢者が住み慣れた地域で、安心して、生きがいを持っていきいきと暮らすことができる環境づくりを進めることが重要な課題となっています。

このため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支え合う地域福祉の推進を始め、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が活動できる場と機会を確保し、教養・娯楽活動、公益活動への積極的な参加や就業環境の整備充実など、生きがいづくりや社会活動への参加を促進し、障害者や高齢者が、いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりを推進します。

政 策

1 子どもが健やかに生まれ育つ環境づくり

次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりのため、子どもの体験活動や遊びの場と機会を提供し、子どもの居場所づくりを進めるとともに、児童虐待防止対策など、子どもの権利擁護に努めるほか、妊婦や乳幼児の健康診査の実施など、母子保健医療対策の充実を図ります。

また、子育てに伴う経済的な負担の軽減やひとり親家庭の自立に向けた支援を推進するとともに、子育てに関する情報提供の充実や相談事業の実施、子育て支援のネットワーク化の推進など、家庭・地域における子育て支援を推進します。

また、多様な保育ニーズに対応した保育サービスや、放課後児童対策の充実を図るとともに、ワーク・ライフ・バランス[※]の視点に立った子育てしやすい就業環境の整備に努め、子育てと仕事の両立支援を推進します。

- 【施策】**
- 家庭・地域における子育て支援
 - 子育てと仕事の両立支援





2 健やかに暮らせる環境づくり

健やかに暮らせる環境づくりのため、生涯を通じた健康づくりや食育[※]の推進、各種健康診査による疾病予防の取組などの保健サービスの充実、介護予防や感染症対策の取組により、健やかに暮らすための健康づくりを推進します。

また、市立病院の整備や監視指導などによる医療機関等の適正な運営の確保など、医療施設の整備・充実とともに、救急医療体制の確保に努め、市民が安心できる医療体制の充実を図ります。

また、国民健康保険を始め、介護保険や後期高齢者医療[※]などの社会保障制度の適切な運営に努めます。

- 【施策】**
- 健やかに暮らすための健康づくり
 - 医療体制の充実
 - 社会保障制度の適切な運営



3 いきいきと共に暮らせる福祉環境づくり

いきいきと共に暮らせる福祉環境づくりのため、ボランティアの育成や住民の地域福祉活動への参加促進など、みんなで支え合う地域福祉を推進します。

また、福祉サービスの提供やバリアフリー※化など生活環境の整備により、障害者の自立支援や高齢者の生活支援の充実を図るとともに、生活困窮者の自立を支援します。

また、障害者や高齢者が積極的に社会活動に参加できるよう、生きがいのづくりの支援や雇用等を促進し、活動できる場と機会の確保に努めるとともに、障害者・高齢者福祉施設の整備促進など、福祉施設の充実を図ります。

- 【施策】**
- みんなで支え合う地域福祉の推進
 - 障害者の自立支援と社会活動への参加の促進
 - 高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進
 - 生活困窮者の自立支援





4 人がにぎわい活力あふれるまち

地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図るとともに、観光客の誘致・交流を推進し、魅力あふれる観光・コンベンション※の振興に努めます。

また、商工業や農林水産業の振興を図り、特産品の育成・振興とブランド化を推進する中で、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るとともに、就業環境の向上による安定した魅力ある就業環境づくりに努めます。

また、国際化への対応と地域間交流を図る中で、人が行きかう多彩な交流を促進することにより、人がにぎわい活力あふれるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●本市は、瀬戸内海国立公園に面し、特別名勝栗林公園や史跡高松城跡である玉藻公園、源平古戦場の屋島、塩江温泉郷などの歴史的・自然的観光資源に恵まれています。

また、最近では庵治地区を中心に、映画のロケ地として、全国的な知名度も向上しています。

しかしながら、近年、観光ニーズが多様化する中、本市を訪れる観光客数は伸び悩んでおり、市町合併により増大した貴重な地域資源をいかし、本市全体の魅力を最大限に発揮していくことが求められています。

一方、コンベンション※の誘致においても、これまで以上に、幅広く対象をとらえた取組が必要となっています。

このため、地域性豊かな特色ある観光資源の創造に努めるとともに、インターネットなどを活用した戦略的な情報発信や観光客の受入態勢の充実など、観光客誘致・交流の推進に取り組み、魅力あふれる観光・コンベンション※の振興を図ります。

●近年、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地などにより、人々の活動が広域化する中、コンビニエンスストアやインターネットなどによる新たな小売形態が台頭するなど、本市の商業を取り巻く環境は、ますます厳しいものとなっています。

中央商店街では、空き店舗の増加など、空洞化が進み、にぎわいや活力の向上が求められている一方、地域における小規模な小売店舗においては、独自性のある品揃えなど、地域のニーズを反映した店づくりが課題となっています。

また、中小企業の経営基盤の強化や起業化の支援、企業誘致などの取組のほか、高松ブランド※確立に向けた取組が求められています。

一方、食の安全・安心や地産地消への関心の高まり、自然環境の保全への貢献など、農林水産業が持つ多面的な機能が再認識される中、担い手の高齢化や後継者不足が課題となっています。

このため、商工業、農林水産業の振興に努めるとともに、特産品の育成・振興とブランド化の推進に取り組み、地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図ります。

●終身雇用制度の見直しや非正規雇用の拡大、ワーキング・プア※の顕在化など、勤労者を取り巻く状況は複雑・多様化しており、いきいきと働くことのできる就業環境づくりが求められています。

このため、就業支援を推進するとともに、勤労者福祉の充実に努め、安定した魅力ある就業環境づくりを推進します。

●近年、社会、経済、文化など様々な分野でのグローバル化※の進展により、市民の国際感覚の涵養が求められているほか、活力ある地域づくりに向けた幅広い地域間交流が必要となっています。

このため、異なる文化や習慣を理解し尊重し合える国際感覚を醸成するとともに、姉妹・友好都市等国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進するなど、国際化への対応と地域間交流を推進し、人が行きかう多彩な交流を促進します。

政 策

1 魅力あふれる観光・コンベンションの振興

魅力あふれる観光・コンベンション[※]の振興を図るため、多彩な観光資源の有機的な連携を図る中で、観光資源の活用と創出に取り組むとともに、高松まつりなどの魅力あるイベントの振興に努め、地域性豊かな特色ある観光資源の創造を図ります。

また、観光ボランティアガイドの育成など観光客の受入態勢の充実を図るとともに、インターネットを始め、様々な媒体を活用した効果的・戦略的な情報発信、コンベンション[※]の誘致促進を図り、観光客誘致や交流の推進に努めます。



- 【施策】**
- 地域性豊かな特色ある観光資源の創造
 - 観光客誘致・交流の推進

2 地域を支える産業の振興・地域経済の活性化

地域を支える産業の振興・地域経済の活性化を図るため、中央商店街のにぎわいづくりや企業の誘致・交流を推進するとともに、中小企業等の育成と振興、流通機能の強化に努め、商工業の振興と地域経済の活性化を推進します。

また、農林水産物の生産振興を図るとともに、生産体制の強化、生産基盤の整備、グリーン・ツーリズム[※]事業など、交流・体験活動の促進に努め、農林水産業の振興を図ります。

また、庵治石や松盆栽、漆器など特産品の育成と振興に努めるとともに、効果的な情報発信を行うなど、高松ブランド[※]の確立に向けた取組を推進します。



- 【施策】**
- 商工業の振興と地域経済の活性化
 - 農林水産業の振興
 - 特産品の育成・振興とブランド化の推進

3 安定した魅力ある就業環境づくり

安定した魅力ある就業環境づくりのため、関係機関と連携し、インターンシップ※雇用や女性・高齢者等への就労支援など、就業支援を推進するとともに、中小企業勤労者福祉共済事業など勤労者福祉の充実に努め、就業環境の向上を図ります。

【施策】 ● 就業環境の向上



4 人が行きかう多彩な交流の促進

人が行きかう多彩な交流を促進するため、地域に暮らすすべての市民が、文化や習慣の違いを認めながら、共に生活できる、多文化共生※のまちづくりを進めるとともに、姉妹・友好都市等との友好・親善活動や、民間団体などの多様な交流活動を支援するなど、国内外の交流活動の推進や、本市への移住・交流を促進し、国際化への対応と地域間交流を推進します。

【施策】 ● 国際化への対応と地域間交流の推進





5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高めるため、中心市街地の活性化などにより、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めるとともに、公共交通機関や自転車が利用しやすい、快適で人にやさしい都市交通の形成を図ります。

また、適正な土地利用の推進などにより、計画的な市街地の形成を図るとともに、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

また、情報通信基盤の整備など、地域情報化の推進により、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図り、道州制※時代に中枢拠点性を担えるまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●本市は、高速道路網や高松港、高松空港など、陸・海・空の広域交通基盤が整備されていますが、四国の中枢拠点都市として更に発展していくためには、国内外の航空路線網の拡充など、交通拠点性の向上が必要となっています。

また、モータリゼーションの進展や大規模小売店舗の郊外立地など、都市機能の拡散傾向が続く中、中心市街地の居住人口の減少や商業機能の衰退、活力低下など、都心における空洞化が顕著となっており、都市の顔である中心市街地の再生が求められています。

このため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など拠点性を高める交通網の整備を図るとともに、サンポート高松の機能強化や丸亀町の再開発の推進による中心市街地の活性化を図り、四国のリーディング・シティ※としての役割を担い、拠点性を発揮できる都市機能の形成に努めます。

●市街化の進展に対処し、都市交通の円滑化を図るため、総合的視点に立った鉄道・バス等の公共交通機関の充実や良好な交通環境の確保が課題となっています。

また、環境にやさしく、機動性などに優れた都市内交通手段として、自転車のより一層の利用促進が求められています。

このため、公共交通機関の充実や交通結節機能[※]の強化など公共交通の利便性の向上を図るとともに、自転車利用の環境づくりを進め、快適で人にやさしい都市交通の形成に努めます。

●近年、全国的に中心市街地の衰退傾向が顕著になる中、国は、いわゆる、まちづくり3法[※]の改正を行い、本市においても人口減少、少子・高齢社会への対応、既存ストック[※]の活用等、都市経営コストの抑制の観点などから、都市機能の拡散を防止することが求められています。

このため、適正な土地利用の推進や地域における拠点性の確保により、コンパクトで持続可能な都市の構築に向け、計画的な市街地の形成に努めます。

●近年、潤いや安らぎなど、人々の感性に同調するような景観への関心が高まってきており、市民が愛着と誇りを持ち、魅力を感じる都市景観の形成が求められています。

このため、今日まで引き継がれてきた美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、瀬戸内海など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努め、魅力ある都市空間の形成を図ります。

●近年、インターネットの普及を始めとする情報ネットワーク社会が急速に進展する中、高度な情報通信技術を活用した、産業の振興や市民生活の利便性向上などの取組が求められています。

このため、すべての地域において利便性が享受できるよう、通信回線のブロードバンド[※]化など情報通信基盤の整備により、情報格差の是正に努めるなど、地域情報化を推進し、高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図ります。

政 策

1 拠点性を発揮できる都市機能の形成

激しさを増す都市間競争において、本市の優位性を更に高め、拠点性を発揮できる都市機能の形成を図るため、高松空港の機能強化や幹線道路の整備など、拠点性を高める交通網の整備を進めます。

また、本市の都市文化の創造拠点として整備したサンポート高松など中心市街地の機能強化を図るとともに、魅力ある商業・業務空間の形成やまちなか居住を促進する再開発を推進し、人々の回遊性を高める歩行者空間の整備に努めるなど、中心市街地の活性化に努めます。

- 【施策】**
- 拠点性を高める交通網の整備
 - 中心市街地の活性化



2 快適で人にやさしい都市交通の形成

多様な交通手段が有機的に連携した快適で人にやさしい都市交通の形成を図るため、だれもが安全で快適に移動することができ、過度に自動車に依存しない目指すべき都市交通の将来ビジョンを明らかにする中で、鉄道新駅の整備や生活バス路線の運行の確保など、鉄道・バス等の公共交通機関の充実・強化や主要な駅等におけるパーク・アンド・ライド[※]の拡充など、良好な交通環境の確保に努め、公共交通の利便性の向上を図ります。

また、自転車を持つ利便性を享受できる都市環境を創出するため、自転車走行空間の確保を始め、レンタサイクル事業やサイクリングルートの設定など、快適な自転車利用の環境整備を進めるとともに、自転車利用者のマナー向上に努め、自転車利用の環境づくりを推進します。

- 【施策】**
- 公共交通の利便性の向上
 - 自転車利用の環境づくり



3 計画的な市街地の形成

コンパクトで持続可能な集約型都市の構築に向け、計画的な市街地の形成を図るため、都市計画制度等の的確な運用により、適正な土地利用を推進するとともに、旧市域や合併地区の地域特性をいかした、地域における拠点性の確保を図ります。

- 【施策】 ● 適正な土地利用の推進
● 地域における拠点性の確保



4 魅力ある都市空間の形成

魅力ある都市空間の形成を図るため、承継すべき美しい景観の保全など、都市景観づくりを推進するとともに、世界に誇れる瀬戸内海や日本三大水城[※]の一つである高松城跡の保存整備など、海・水辺をいかしたまちづくりを推進し、地域に即した都市景観の創出に努めます。

- 【施策】 ● 地域に即した都市景観の創出



5 高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化

インターネットの急速な普及などによる高度情報通信社会に対応できる拠点機能の強化を図るため、だれもがいつでも容易に様々な情報を受発信できるなど、すべての市民が情報化の恩恵を享受、実感できるよう、全市域を網羅する超高速ブロードバンド[※]・ネットワークの構築に向けて、情報通信基盤の整備を図るとともに、情報関連産業と人材の育成に努め、地域情報化を推進します。

- 【施策】 ● 地域情報化の推進





6 分権型社会にふさわしいまち

市民と行政の適切な役割分担の下、地域コミュニティの自立・活性化や多様なパートナーシップ※の構築により、参加・協働※で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを推進します。

また、簡素で効率的な行財政システムを構築するとともに、国・県などとの連携を推進する中で、社会の変革に即応した行財政運営に努め、分権型社会にふさわしいまちの実現を目指します。

現状・課題・対応方針

●近年、都市化や核家族化の進行などにより、地域の連帯感やふれあいが薄れつつある中、複雑・多様化する地域課題を、地域の人たちが、自らの問題としてとらえ、解決に向けて積極的に取り組む、地域自らのまちづくりが求められています。

また、市民・企業の意識やニーズが多様化し、行政需要が変化する中、公共という範囲を広くとらえ、市民やNPO※、企業など、多様な主体が地域社会を支える「新しい公共」という考え方の下、新たな仕組みづくりが必要となっており、市民の市政への参画意識の高まりや、NPO※の活動の活発化など、市民の自発的活動をいかし、それぞれの役割分担を明確にしながら、共に市政を推進していくことが求められています。

このため、市民一人一人が主体的に地域のまちづくりに取り組み、地域力を高めることができるよう地域コミュニティの自立・活性化を支援するとともに、行政の透明性の向上に努める中で、市民・NPO※・企業・行政等が共通の課題に取り組む多様なパートナーシップ※によるまちづくりを進め、参加・協働※で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを推進します。

●三位一体の改革※の進展など、本格的な地方分権型社会への構造転換が図られるとともに、地方分権改革推進法※の成立により、第2期地方分権改革※がスタートする中、多様化する行政ニーズや新たな行政課題に迅速かつ的確に対応するため、自らの判断と責任で地域経営を行うとともに、更なる行財政改革を推進し、安定した行財政基盤を確立することが求められています。

また、国における道州制※の検討など、国と地方の在り方の見直しが進む中、活力ある都市づくりに向け、地域の課題解決や地域目標の共有化のため、多様な主体との効果的な連携の推進が必要となっています。

このため、行財政改革計画を推進する中、簡素で効率的な行財政システムの構築に努めるとともに、都市間の広域連携や国・県、産学との連携を図り、社会の変革に即応した行財政運営を推進します。

政 策

1 参加・協働で進めるコミュニティを軸としたまちづくり

参加・協働[※]で進めるコミュニティを軸としたまちづくりを進めるため、地域コミュニティ組織の充実や活動の支援、活動拠点の整備・充実を図り、地域コミュニティの自立・活性化を支援します。

また、市政への市民参画の促進、協働[※]の推進に努める中で、広聴・広報活動の充実、情報の公開・提供などによる行政の透明性の向上を図り、市民・NPO[※]・企業・行政等がそれぞれの特性をいかし、共に支え合いながら、共通の課題に取り組む多様なパートナーシップ[※]によるまちづくりを推進します。



- 【施策】**
- 地域コミュニティの自立・活性化
 - 多様なパートナーシップによるまちづくり

2 社会の変革に即応した行財政運営

社会の変革に即応した行財政運営を図るため、行財政改革計画を推進する中で、健全な財政運営に努め、組織・人事・給与の適正化や民間と行政の適切な役割分担の下での民間活力の導入、電子市役所の推進など、簡素で効率的な行財政システムの構築を図ります。

また、本市における住民自治の基本理念や自治体運営の基本原則などを定める、本市まちづくりの最高規範としての自治基本条例（仮称）を制定し、この条例に基づき、市民主体の市政運営を推進します。

また、県内市町を始めとする都市間の連携や国・県、産学との連携を図る中で、広域的な課題を始め、基礎自治体[※]の在り方や新たな都市圏域の在り方について調査・研究を進めるなど、効果的な連携を推進します。



- 【施策】**
- 簡素で効率的な行財政システムの構築
 - 連携の推進

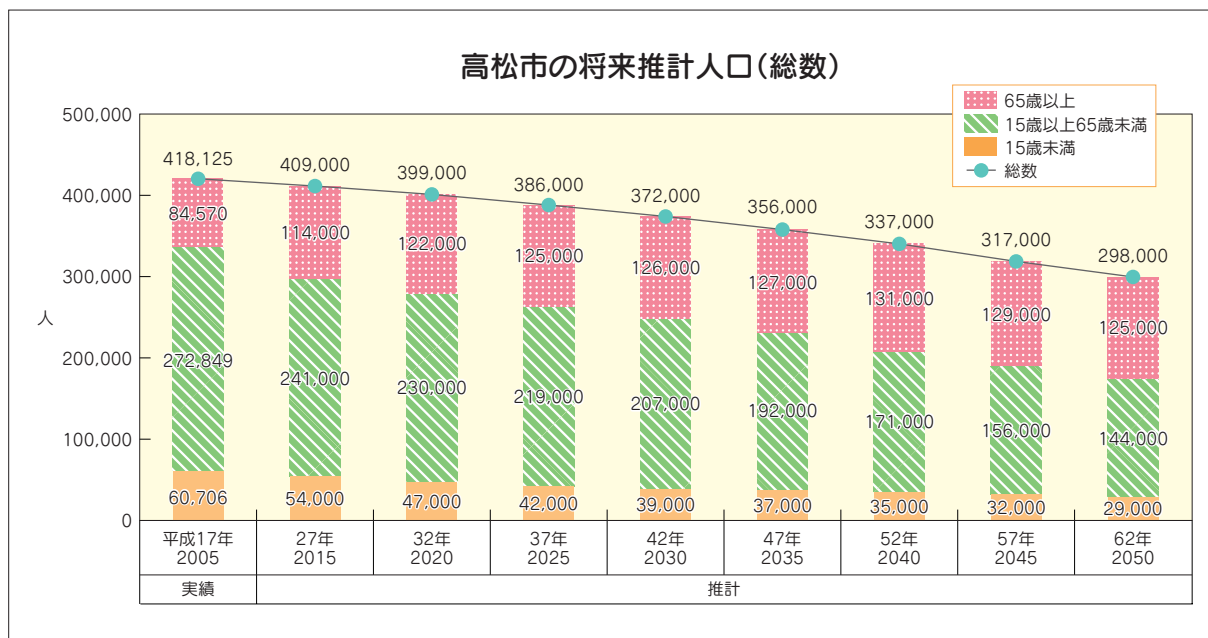
5 主要指標

(1) 人口指標

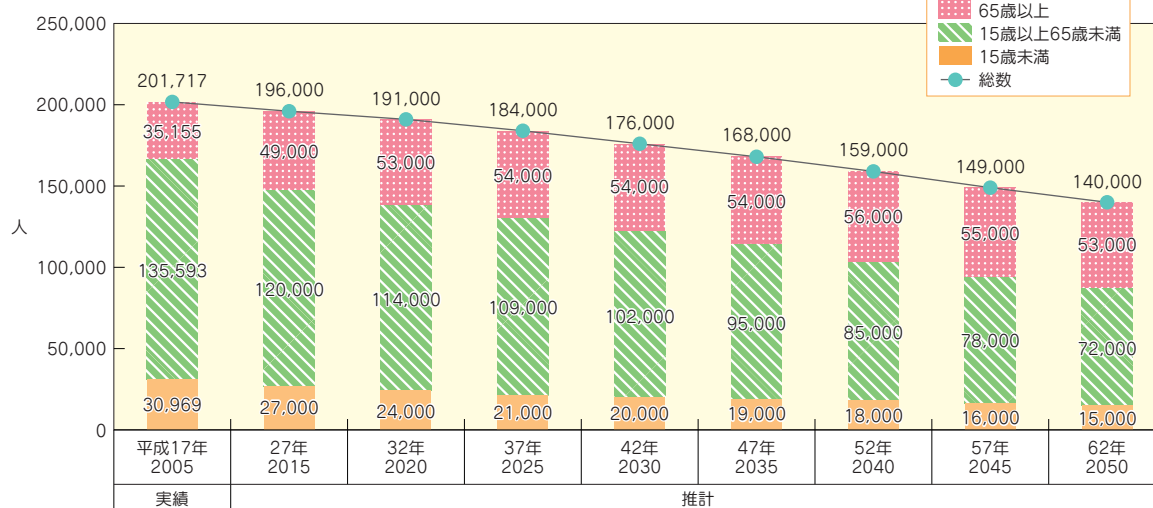
ア 将来推計人口

本市の総人口は、今後、全国の傾向と同様に減少が続き、総合計画の期間の最終年次である平成27(2015)年には40万9,000人(17(2005)年の97.8%)、42(2030)年には37万2,000人(同89.0%)、62(2050)年には29万8,000人(同71.3%)になると推計されます。

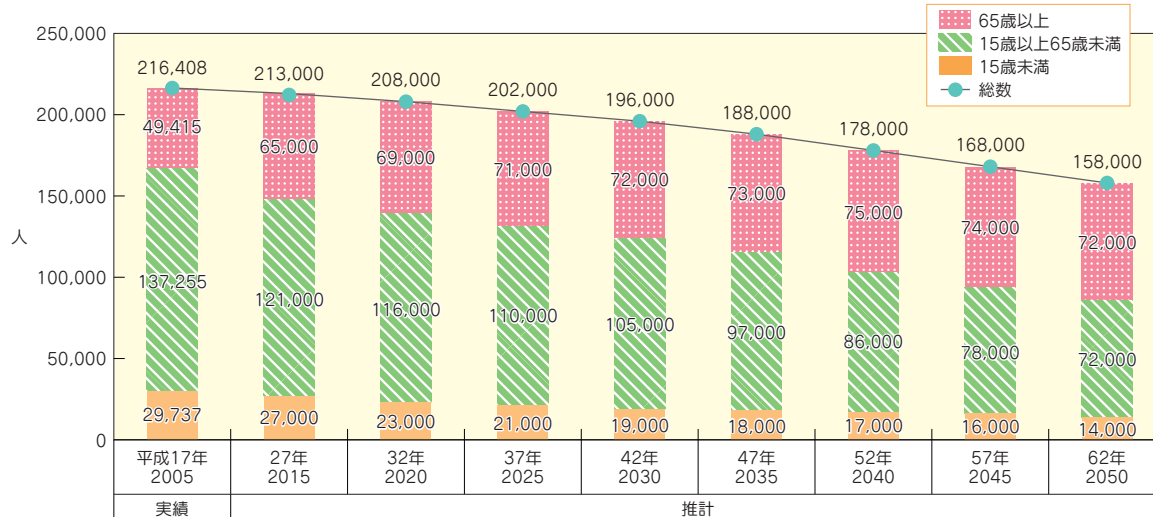
年齢階層別では、平成62(2050)年には17(2005)年に比べ、15歳未満および15歳以上65歳未満の人口がおおむね半数となるのに対し、65歳以上の人口はおおむね1.5倍になると推計され、少子・高齢化が一層進行するものと予測されます。



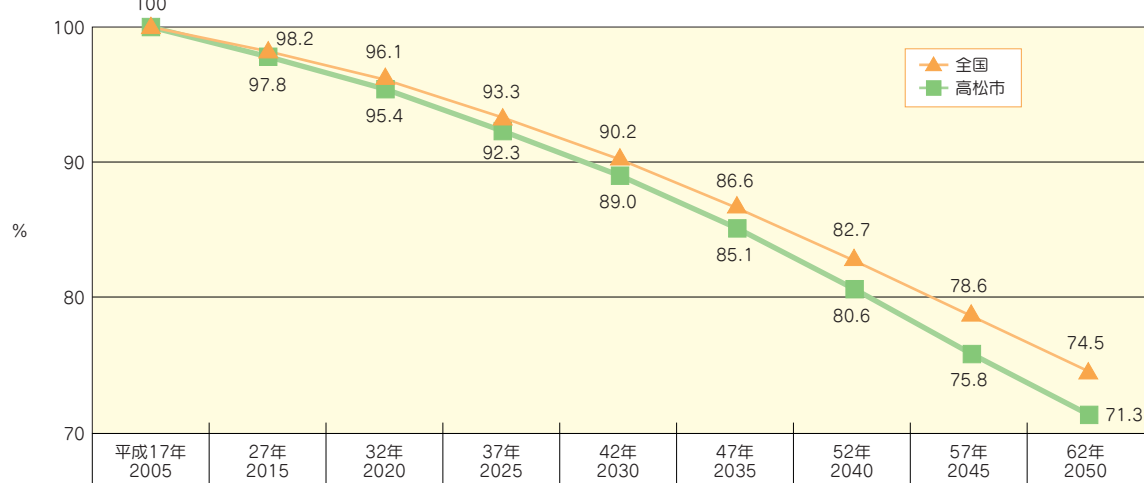
高松市の将来推計人口(男)



高松市の将来推計人口(女)



将来推計人口(平成17年:100)(総数)



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市総人口を基準人口とするコーホート要因法による高松市推計
 平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えるとともに、年齢不詳人口を各年齢階層に案分して計上
 全国のは、日本の将来推計人口(平成18年12月推計(国立社会保障・人口問題研究所))の出生中位・死亡中位推計から作成



イ 将来推計世帯数・世帯当たり人員

平成27(2015)年の世帯数は、17(2005)年と比べて総人口が減少すると推計されるのに対し、1,000世帯余り増加すると推計されます。

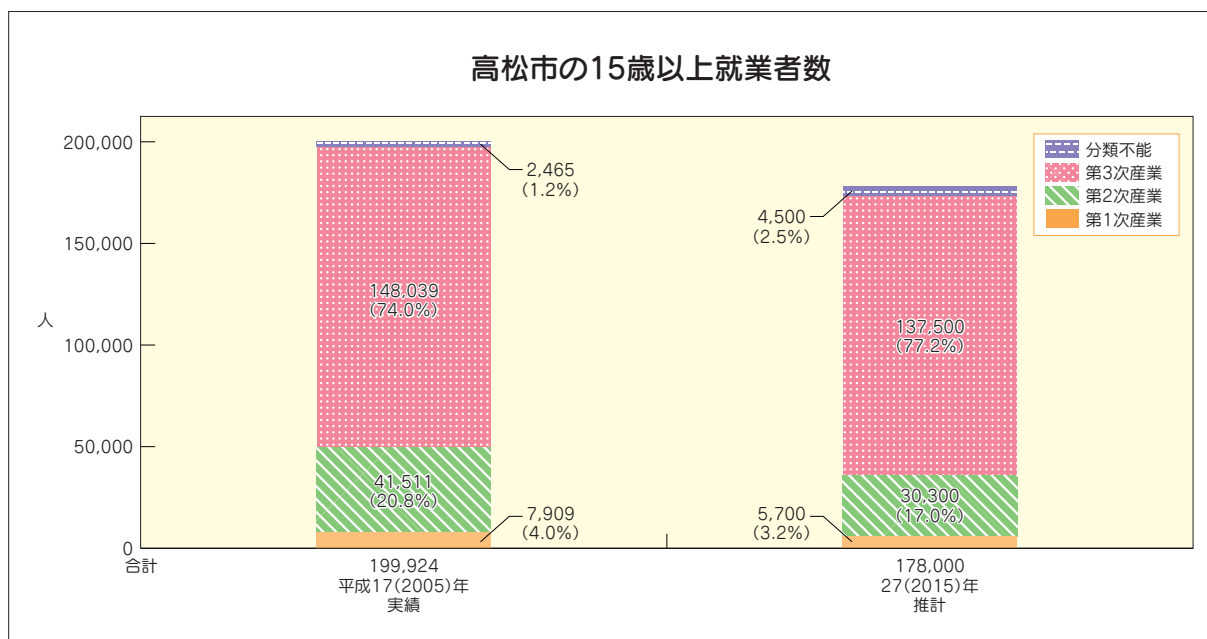
また、1世帯当たり人員は、2.5人を割り込むと推計されます。

区 分	単 位	実 績	推 計
		平成17(2005)年	27(2015)年
世 帯 数	世帯	163,870	165,000
人 口	人	418,125	409,000
1世帯当たり人員	人	2.55	2.48

(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市一般世帯数を基準世帯数とする高松市推計
平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

(2) 産業・経済指標

本市の15歳以上就業者数は、生産年齢人口(15歳以上65歳未満人口)の減少に応じて減少すると推計されます。産業別就業者数の構成比では、近年の産業構造の変化が今後も継続していくと予測されるため、第1次産業および第2次産業は減少し、第3次産業は増加すると推計されます。



(注) 平成17年国勢調査報告(総務省)における本市の15歳以上就業者数を基準就業者数とする高松市推計
平成19年4月1日現在の市町の境界に組み替えて作成

第1次産業 農業、林業、漁業

第2次産業 鉱業、建設業、製造業

第3次産業 電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、卸売・小売業、金融・保険業、不動産業、飲食店、宿泊業、医療・福祉、教育、学習支援業、複合サービス事業、サービス業(他に分類されないもの)、公務(他に分類されないもの)

6 土地利用構想

本市は、自然景観に富み、風光明媚な備讃瀬戸に面した環瀬戸内海圏の中核・中核拠点都市として、これまでの都市機能の集約をベースに、市街地中心部から、各地域の街・集落、自然豊かな農村地帯、そして讃岐山脈に抱かれた中山間地域までの多様で特色のある地域が融合し、一体となったまちづくりを進め、地域の総合力を発揮する中で、元気のある都市の創造を、都市づくりの基本的な考え方としています。

このため、市民共通の生活・産業基盤であり、限られた資源である土地については、公共の福祉を十分に考慮し、長期的な視野に立って利用を進める必要があり、持続可能な将来の都市構造の在り方を展望する中で、本市の自然的、社会的、経済的、文化的諸条件や各地域における土地利用の歴史等に配慮するとともに、健康で文化的な生活環境の確保と地域産業の振興等が図られるよう、都市的土地利用と自然的土地利用を明確にし、総合的、計画的な土地利用を進めます。

また、地理的形狀、歴史的つながり、地域の特性や課題などの諸条件を踏まえ、市域を大きく区分し、それぞれの地域の個性等をいかした重点的な機能集積を図り、特色あるまちづくりを進めます。

都心中心部においては、サンポート高松を中心とした新しい都市拠点機能の核づくりや既成市街地の再整備などを通じて、商業・業務機能の拡充や良好な市街地環境の整備などにより、高次都市機能の集積した中核拠点地域の形成を図ります。

都心周辺の既成市街地や都市近郊においては、これまでの集積を維持し、適正な市街地規模を確保する中で、地域における拠点性が発揮できる、自然環境と調和のとれた良好な市街地の形成を図ります。

具体的には、中心部での都市機能の集約を図るとともに、各地域が特徴をいかしながら、地方中核都市ならではの都市的利便性と自然的環境を享受できる都市の実現に向け、都市計画の地域地区制度[※]等の活用による、適正かつ合理的な土地利用の規制・誘導を図るとともに、都市機能の更なる拡散につながるような郊外での都市基盤整備の抑制など、公共投資を効果的、効率的に行うほか、公共交通の利用促進に努め、本市にふさわしい、コンパクトで持続可能なまちづくりを進めます。

なお、将来都市構造や土地利用の方針については、このような基本的考え方に基づいて、都市計画区域を対象として策定する「都市計画マスタープラン[※]」の中で示します。



7 地域別まちづくり

地域別まちづくりは、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働※して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。

このため、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定し、それぞれの地域のまちづくりを進めます。

8 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、健全な財政運営を図るとともに、適切な総合計画の進行管理に努め、総合計画を推進します。

第5次高松市総合計画

地域別まちづくり



1 地域区分の目的と考え方

地域区分は、地域の特性や課題を整理する中で、各地域のまちづくりの方向性を示すことにより、市民と協働※して、個性と特色あるまちづくりを進めるためのものです。

本市では、これまでも地域区分を設定し、地域別まちづくりの考え方を示す中で、相互に整合性のとれた特色あるまちづくりを進めてきましたが、平成16(2004)年5月に線引き（市街化区域と市街化調整区域の区域区分）制度の廃止を含む新しい都市計画制度が施行されるとともに、17(2005)年度の近隣6町との合併により、市域が著しく拡大するなど、地域を取り巻く環境は、大きく変化しています。

このようなことから、都市計画マスタープラン※における地域区分の考え方との整合性を始め、地域の現状と課題、地理的形狀、歴史的つながりなどを総合的に勘案し、それぞれの地域の活性化を図りながら、地域間の有機的な連携により、お互いの個性と特色を相乗的に高めていくエリアを設定することとします。

<参考>

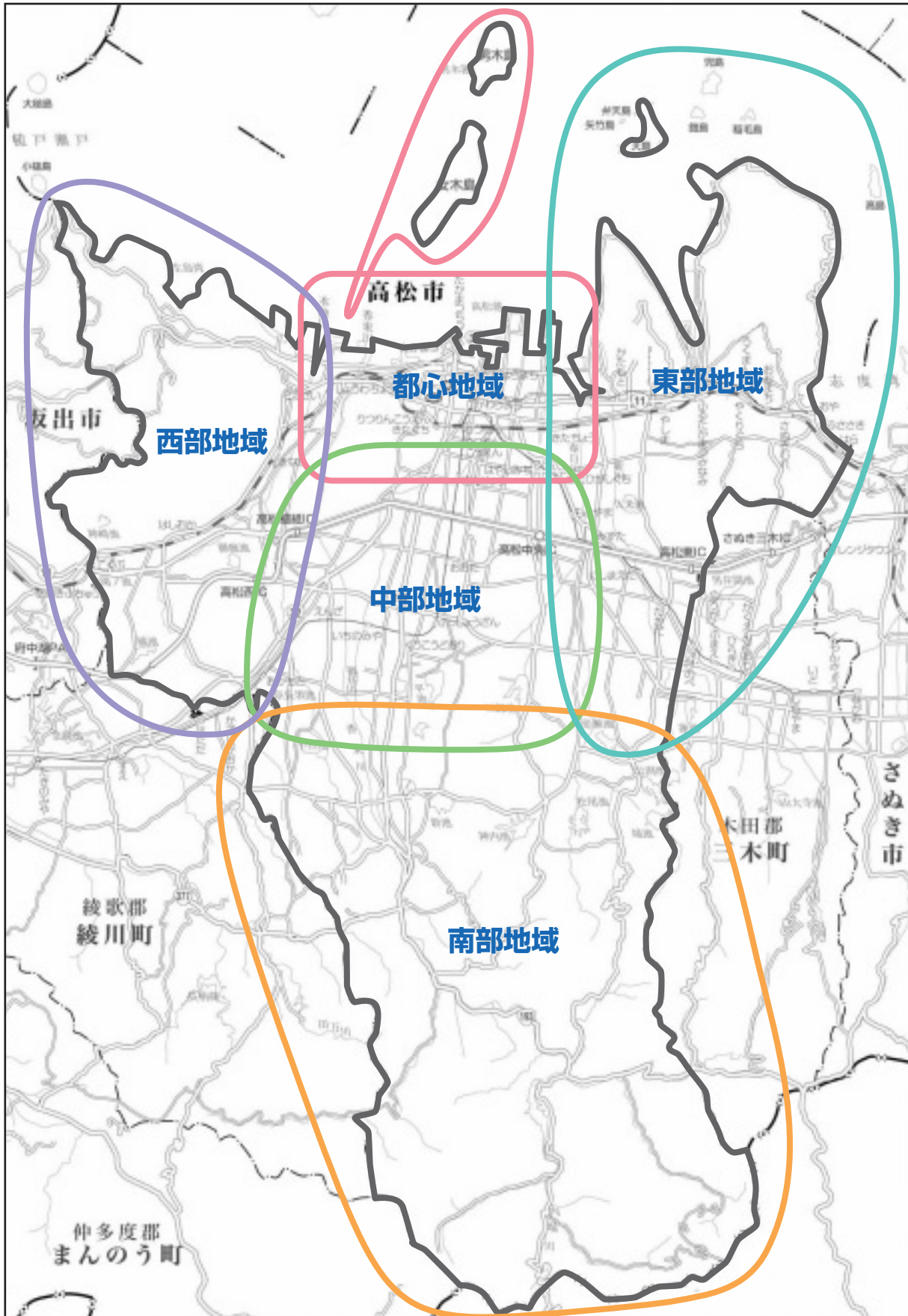
小学校区別人口

(平成19年4月1日現在:人)

校 区 名	人 口	校 区 名	人 口	校 区 名	人 口
日 新	3,357	屋 島 東	3,096	川 島	10,637
二 番 丁	10,871	屋 島 西	9,144	十 河	8,495
四 番 丁	4,003	前 田	4,718	植 田	2,782
亀 阜	15,254	川 添	9,615	東 植 田	1,382
栗 林	16,027	林	8,047	上 西	488
花 園	9,073	三 溪	3,505	塩 江	1,408
松 島	9,005	仏 生 山	8,788	安 原	1,517
築 地	4,220	香 西	10,981	香 南	7,998
新塩屋町	5,078	一 宮	15,350	大 野	7,290
鶴 尾	11,640	多 肥	10,262	浅 野	9,443
太 田	12,645	川 岡	4,463	川 東	8,321
太 田 南	13,860	円 座	10,174	国分寺北部	12,425
中 央	11,103	檀 紙	7,612	国分寺南部	12,485
木 太	10,266	弦 打	10,413	庵 治	6,105
木太北部	8,185	鬼 無	5,902	庵治第二	158
木 太 南	10,417	下 笠 居	6,658	牟 礼	5,761
古 高 松	12,832	女 木	220	牟 礼 北	7,641
古高松南	8,281	男 木	223	牟 礼 南	4,889
屋 島	10,084	総 数(55校区)		424,597	

(注) 住民基本台帳および外国人登録に登録された人口を小学校区別に取りまとめたものです。

地域別計画エリア



2

地域別まちづくりの考え方

■都心地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、中枢管理機能※が集積する地域であることから、これまで、サンポート高松総合整備事業※を始めとする、拠点機能の整備が進められてきましたが、一方で、市街地のスプロール化※や大規模小売店舗の相次ぐ郊外立地によって、中心市街地の空洞化、中央商店街の活力低下が顕著となりつつあります。

また、女木・男木地区では、人口の流出とともに、高齢化が顕著になっています。

こうした地域特性を踏まえ、整理した課題は、次のとおりです。

ア サンポート高松や玉藻公園、北浜アリー※などのウォーターフロント※と中央商店街を始めとする既存市街地の連携強化により、都心の魅力をアップすることが重要となっています。

イ 小・中学校の統合に伴う、学校跡地等の有効活用が重要となっています。

ウ まち歩きを楽しめる歩道や沿道のアメニティ※整備が重要となっています。

エ 快適な都市景観の形成により、新たな都心イメージの醸成が重要となっています。

オ 緑の景観整備を通して、人にやさしい都市空間の形成が重要となっています。

カ 沿岸部を中心に海拔が低いことから、高潮や大雨等に対する浸水対策が重要となっています。

キ 南消防署の移転に伴う、跡地の活用が課題となっています。

ク 島しょ部では、基盤施設や生活関連施設などの整備や地域資源をいかした活性化策の検討が必要となっています。

(2) 交通の現況

- ☐ J R (高松駅・昭和町駅・栗林公園北口駅・栗林駅・木太町駅)
- ☐ 琴 電 (高松築港駅・片原町駅・瓦町駅・栗林公園駅・三条駅・今橋駅・松島二丁目駅・沖松島駅・春日川駅・花園駅・林道駅・木太東口駅)
- ☐ 路線バス等 (市民病院ループバス、ショッピングレインボー循環バス、朝日町線等)
- ☐ 航 路 (高松港、女木港、男木港)

(3) まちづくりの方向

ア サンポート高松から中央商店街などへの回遊性の確保に努めるなど、散歩が似合うまちづくりを推進します。

- イ 商店街のにぎわいづくり事業を支援します。
- ウ 統合予定の小・中学校跡地等の有効活用を図ります。
- エ 琴電片原町駅・瓦町駅周辺地区の整備に努めます。
- オ 「まちなか居住」のための住環境の整備を図ります。
- カ 空き店舗等を活用した商店街の活性化や地域活動の拠点づくりを支援します。
- キ 身近に緑と歴史が感じられるまちづくりを推進します。
- ク 高潮・大雨等に対する浸水対策に取り組みます。
- ケ 南消防署の移転に伴う、跡地の活用方法を検討します。
- コ 女木・男木地区において、引き続き離島航路の維持や国民健康保険直営診療施設の運営を行うなど交通・生活基盤を整えます。
- サ 女木・男木地区の既存観光資源の活用とともに、空き家を利用した新たな活性化方策の検討など、地域活性化を推進します。

■中部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、宅地化・都市化が進行している地域であり、特に、旧高松市南部の拠点として整備された太田第2地区※においては、商業機能が集積するなど、新たな市街地が形成されています。

地域内には、高松自動車道のインターチェンジが立地するとともに、国道32号、国道193号などの幹線道路が整備されています。

また、地域内に立地する香川インテリジェントパーク※内には、県立図書館・文書館、県産業交流センターや四国工業技術研究所、香川大学工学部などが整備されています。

また、地域南部には、本市が都市景観形成地区に指定している仏生山歴史街道などを有するほか、ため池や里山などの自然に恵まれています。

こうした地域特性を踏まえ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 地域における良好な市街地を形成するための土地利用の誘導が重要となっています。
- イ 高速道路と連絡する広域的な道路の整備や周辺環境の整備が求められています。
- ウ 香川インテリジェントパーク※や周辺の整備による既成市街地との一体感のあるまちづくりが求められています。
- エ 都心部への車の流入を抑制し、円滑な交通を確保するための交通結節機能※の強化が求められています。
- オ 歴史的まち並みやため池、里山などの地域資源をいかした取組が課題となっています。

(2) 交通の現況

- 琴 電（太田駅・仏生山駅・空港通り駅・一宮駅・円座駅・岡本駅・元山駅）
- 路線バス等（御厩・県立総合プール線、香川中央高校・日生ニュータウン線、由佐・池西線、サンメッセ・川島・西植田線、塩江線等）
- 高 速 道 路（高松中央インターチェンジ・高松檀紙インターチェンジ）

(3) まちづくりの方向

- ア 既存の商業集積をいかしつつ、居住環境に配慮する中で、計画的な土地利用の誘導に努めます。
- イ 高速道路と連絡する幹線道路の整備や周辺環境の整備を進めます。
- ウ 香川インテリジェントパーク[※]に立地する研究・開発施設などを核とする産業拠点や高松中央インターチェンジの立地効果を活用した拠点の形成を図ります。
- エ 通勤時間短縮や渋滞解消、環境対策などに効果の高いパーク・アンド・ライド[※]の充実を図ります。
- オ 中心市街地へのアクセス向上を図る新駅整備の検討を進めます。
- カ 本市が都市景観形成地区に指定している仏生山歴史街道などの地域資源やため池、里山などの豊かな自然をいかした散策ゾーンの形成に努めます。
- キ 香東川河川敷やため池を活用した潤いのある安全な環境づくりに努めます。
- ク 移転後の県農業試験場跡地の有効活用方策について、県に働きかけます。
- ケ 各種災害に対応するため、本市の新たな消防・防災の拠点施設として、南消防署の移転整備を進めます。また、移転に伴う、南消防署跡地の活用方法を検討します。
- コ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。

■東部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、JR高徳線、琴電志度線・長尾線、路線バスが充実する地区と公共交通サービスが十分でない地区が混在する地域です。

また、古代山城屋嶋城[※]の城門遺構を有するなど我が国有数の歴史資産であり、観光地である屋島や源平の古戦場などを有する特色のある地域です。

また、地域を南北に縦断する新川・春日川は、暮らしの中での身近な親水空間を形成するとともに、主要地方道高松長尾大内線の開通により、人、物の流れが変化しており、幹線道路沿道地区では、大規模小売店舗等が進出するなど、混在型の住居地域を形成しています。

また、地域北部は、三方が瀬戸内海に面した半島であり、風光明媚な景観や映画のロケ地が観光スポットとなっています。

こうした地域特性を踏まえ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 良好な住環境の保全と沿道利用の適切な誘導が重要となっています。
- イ バス路線の充実による都心部との公共交通サービスの向上が重要となっています。
- ウ 周辺地域との連携や市民活動など交流の拡大による観光地屋島の活性化が重要となっています。
- エ 過去に床上および床下浸水等の被害を受けているため、沿岸地域の高潮対策や自然環境に配慮した治水対策が重要となっています。

(2) 交通の現況

- ☐ J R（屋島駅・古高松南駅・八栗口駅・讃岐牟礼駅）
- ☐ 琴 電（湊元駅・屋島駅・古高松駅・八栗駅・六万寺駅・大町駅・八栗新道駅・塩屋駅・房前駅・原駅・水田駅・西前田駅・高田駅）
- ☐ 路線バス等（屋島大橋線、浦生線、庵治線、高松東病院・大学病院線、引田線）
- ☐ 高 速 道 路（高松東インターチェンジ）
- ☐ 航 路（庵治港、大島港）

(3) まちづくりの方向

- ア 良好な住環境を保全するとともに、国道11号や国道11号高松東道路沿道の計画的な土地利用を促進します。
- イ 都心部との交通機関が不便な地域については、利用しやすい公共交通機関の充実に努めます。
- ウ 源平の史跡、映画ロケ地等の地域資源をいかし、本市の魅力的な観光の核として源平古戦場である屋島地域（庵治・牟礼・屋島）のにぎわいづくりに取り組みます。
- エ 過去に床上および床下浸水等の被害を受けた沿岸地区の高潮対策に取り組むとともに、河川改修や水路・ポンプ場の整備など、浸水対策に取り組めます。
- オ 河川を活用した歩行者空間ネットワークの整備に努めます。
- カ 市民の憩いの場、スポーツ・レクリエーションの場として東部運動公園の整備を進めます。
- キ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。
- ク 土地を適正に管理し、公共事業の円滑な実施などの基礎資料とするため、地籍調査※を計画的に推進します。
- ケ 県道高松牟礼線から県道三木牟礼線に至る県道木田郡北部ルート（仮称）構想の推進を県に働きかけます。
- コ 上記のほか、牟礼地区・庵治地区のまちづくりは、それぞれ、合併基本計画、建設計画に基づいて推進します。

■西部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、都市化が進む地区と、自然が多く残された地区が混在しており、御殿浄水場を始め、衛生処理センター、香東川流域下水道香東川浄化センター、県総合運動公園など、多くの公共施設が整備されている地域であり、都心部との密接なネットワークを形成しています。

地域北部は、五色台を始めとする豊かな緑や河川、海浜など、自然資源に恵まれた地域で、盆栽や果樹、花きなど、特色ある農業が行われています。

また、地域南部は、瀬戸大橋を経て本州に至るＪＲ・国道を擁し、高松空港にも近いなど広域的な交通結節機能※を有しており、都市近郊農業地域としての水と緑の田園景観が保たれていますが、幹線道路沿線地区では、沿道サービス型の小売店舗等が進出し、混在型の住居地域を形成しています。

また、本地域は、国の特別史跡である讃岐国分寺跡などの歴史的・文化的資源に恵まれています。

こうした地域特性を踏まえ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 地域特性をいかした土地利用の形成と都市基盤の整備が重要となっています。
- イ 幹線道路やバス路線の充実による都心地域との交通利便性の向上が重要となっています。
- ウ 峰山や香東川などにより、地理的に、中心地域と分断されているため、道路ネットワークの整備等が重要となっています。
- エ 良好な自然環境の維持と生態系の保全や、文化財の保存・活用、広域観光レクリエーションゾーンや地域資源をいかした散策ゾーンの形成が重要となっています。
- オ 過去に河川の一部が氾濫し、床上および床下浸水等の被害を受けており、自然環境に配慮した治水対策が重要となっています。

(2) 交通の現況

- ☐ Ｊ Ｒ（香西駅・鬼無駅・端岡駅・国分駅）
- ☐ 路線バス等（運転免許センター線、下笠居線、香西線、高松西高線、御厩・県立総合プール線、国分寺町循環バス）
- ☐ 高 速 道 路（高松檀紙インターチェンジ・高松西インターチェンジ）

(3) まちづくりの方向

- ア 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。
- イ 国分寺地区において、支所の有効活用を始め、隣接する国分寺会館との連携も考慮す

- る中で、コミュニティセンター機能も備えた地域の拠点となる文化施設の整備を図ります。
- ウ JR端岡駅のアクセス性の向上を図るとともに、列車運行の改善等を関係機関に働きかけるなど、駅機能の強化に努めます。
- エ 本地域と都心部を結ぶ都市計画道路木太鬼無線の早期整備に努め、西部地域の活性化や交通の円滑化を図ります。
- オ 地下水を有効活用した水運用計画に基づき、御殿浄水場における水道水源の安定的確保を図るため、都市計画道路木太鬼無線の道路改良工事に併せて導水管を布設します。
- カ 全国的にも有名な松盆栽を始め、果樹や花きなどのブランド化に努め、農業の振興を図ります。
- キ 海岸線や五色台、ため池、河川などの水辺景観や豊かな生態系などの保全と地域資源をいかした散策ゾーンの形成に努めるとともに、文化財の保存・活用を図ります。
- ク 河川改修や水路・ポンプ場の整備など、浸水対策に取り組みます。
- ケ 上記のほか、国分寺地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進します。

■南部地域

(1) 地域の特性と課題

本地域は、山、川、花や緑等の自然環境に恵まれた、水資源を供給する自然と共生している潤いのある地域であり、特に地域南部では、豊かな森林資源や温泉等を有しており、グレードの高いレクリエーションや保養の場を提供しています。

また、地域北部は、空の玄関である高松空港を擁しており、都心部とはリムジンバスにより30分余りで結ばれています。

また、地域東部では、お茶栽培等の農業生産が活発ですが、他の地域に比べ公共施設が少ない地域であり、公共交通機関が未整備の地区や上水道の未給水地区もあります。

こうした地域特性を踏まえ、整理した課題は、次のとおりです。

- ア 自然環境と調和した良好な住宅環境の形成と各住区における地域施設のネットワークの形成が重要となっています。
- イ 幹線道路やバス路線の充実による交通利便性の向上が重要となっています。
- ウ 温泉を核とし、森林浴や農業体験など地域資源をいかした保養型・体験型の観光交流が重要となっています。
- エ 快適な自然環境の形成と生態系の保全が重要となっています。

(2) 交通の現況

- ☐ 琴 電（仏生山駅・空港通り駅）
- ☐ 路線バス等（高松空港リムジンバス、香川中央高校・日生ニュータウン線、由佐・池西線、サンメッセ・川島・西植田線、塩江線、香川町コミュニティバス、香川町シャトルバス、塩江町コミュニティバス）
- ☐ 空 路（高松空港）

(3) まちづくりの方向

- ア 自然環境と調和した良好な居住環境の形成を促進するとともに、適正な土地利用を誘導します。
- イ 様々な機能を有する森林の保全を図り、水資源の確保や潤いのある空間を創出するとともに、里山、ため池、河川などの水辺景観や豊かな生態系の保全・有効活用に努めます。
- ウ 地域の足としての公共交通機関の確保と生活道路の整備を推進します。
- エ 通勤時間短縮や渋滞解消、環境対策などに効果の高いパーク・アンド・ライド[※]の活用を支援します。
- オ 上水道の未給水地区の解消を計画的に推進します。
- カ 認定農業者や新規就農者など意欲ある農業者の確保・育成と集落営農[※]組織の育成を図るとともに、遊休農地を活用したふれあい市民農園[※]など、農業に親しめる仕組みづくりに努め、農業を通じた交流を促進します。
- キ 下水道、合併処理浄化槽などの生活排水施設の整備を推進します。
- ク 南部地域の核となる特色あるスポーツ施設の整備を進めます。
- ケ 次代を担う子どもたちの好ましい教育環境を実現するため、塩江地区の合意形成の動向を踏まえながら、学校の統合を進めます。
- コ 土地を適正に管理し、公共事業の円滑な実施などの基礎資料とするため、地籍調査[※]を計画的に推進します。
- サ 香東川水系の治水対策や渇水時等の水源確保のため、椀川ダム[※]の整備を促進します。
- シ 市南部における東西幹線道路として県道三木綾川線バイパスルート（仮称）構想の推進を県に働きかけます。
- ス 上記のほか、塩江地区・香川地区・香南地区のまちづくりは、建設計画に基づいて推進します。

第5次高松市総合計画

総合計画の推進



1 総合計画の推進

本市の目指すべき都市像「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現に向け、まちづくりの目標に掲げる施策の大綱の一つ一つを着実に実施していくため、次の点に留意して総合計画を推進します。

(1) 健全な財政運営

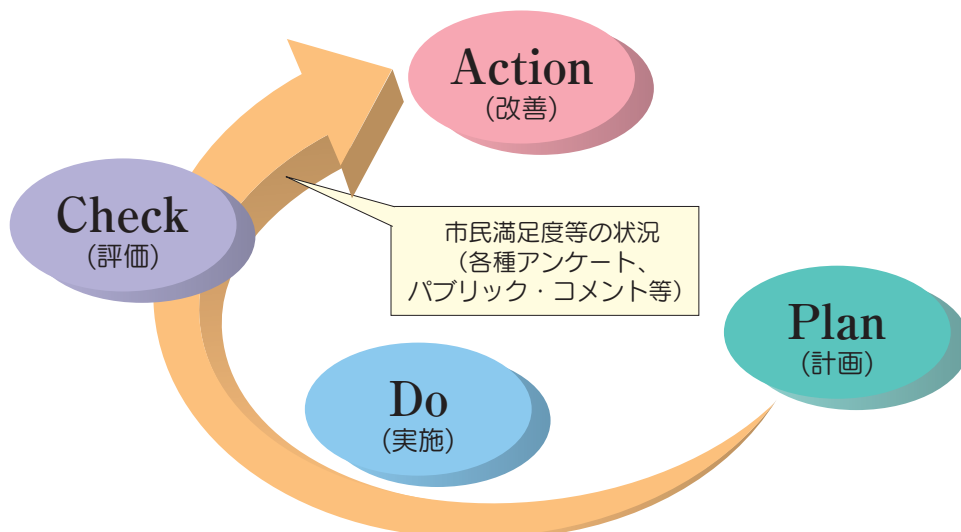
複雑・多様化する市民ニーズや行政課題に的確・迅速に対応するため、市税等の効果的な収納対策や国・県補助金の積極的な活用、使用料等の受益者負担の適正化など、財源の積極的な確保に努める一方、職員数の削減や市民との協働※、アウトソーシングの推進など、組織と業務の在り方の見直しを進めるほか、施策・事業の選択と集中や経常経費の節減の徹底を図るなど、行財政改革に取り組むとともに、市債残高の抑制や財政調整等基金の適正規模の確保に努め、健全な財政運営を行います。

(2) 総合計画の適切な進行管理

この総合計画は、行政評価システムの導入を図り、Plan（計画）- Do（実施）- Check（評価）- Action（改革・改善）のマネジメントサイクルによる進行管理を行います。

また、この行政評価システムの導入により、市民へのアカウンタビリティ（説明責任）の向上や市民の行政サービスに対する満足度の向上、職員の意識改革の実現、効率的な行政運営の実現を図ります。

なお、この進行管理を行うに当たっては、総合計画の体系別の各施策に、それぞれ目標を設定し、その達成度等の評価を行うとともに、市民満足度調査やパブリック・コメントなどを実施し、市民の声を反映させた施策・事業の推進や見直し、重点化に努めます。



(3) 施策の目標と目標値

P D C A のマネジメントサイクルによる総合計画の適正な進行管理のために設定する、施策体系別の各施策の目標と目標値等については、次の表のとおりとします。

なお、この目標および目標値等については、施策・事業の見直し等に合わせ、適宜必要な見直しを行います。

【表の記載項目について】

区 分	内 容
目 標	各施策は、「何のために実施するのか」を明らかにするために、各施策が、「どのような状態を目指すのか」を示します。
目 標 項 目	施策の目標である、「どのような状態を目指すのか」を客観的な数値で示します。 目標項目を数値項目とすることで、施策の達成状況を市民に分かりやすく伝え、市民との情報の共有化を図ります。
現 況 値 お よ び 目 標 値	現況値には、原則として平成19(2007)年4月の数値を記載し、これ以外の場合には、()書きで基準となる年月を記載しています。 目標値は、総合計画の終期である平成27(2015)年度までの8年間の達成目標を設定しています。

(1 心豊かな人と文化を育むまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
平和を大切にする社会づくり	平和に対する市民意識の向上	平和記念室入館者数	27,978人/年	29,000人/年
男女共同参画の社会づくり	あらゆる分野への男女共同参画の促進	審議会等における女性委員の割合	28.6%	40.0%
	男女共同参画の意識づくり	「男は仕事、女は家庭」という考え方に同感する市民意識の割合	16.9%	6.9%
学校教育の充実	教職員研修機能の充実	教職員研修参加者数	716名	1,500名
	不登校対策事業の推進	不登校児童生徒の学校復帰率	45%	50%
	学校給食における地産地消の推進	生鮮野菜・果物の県産使用割合	39.4%	50.0%
学校教育環境の整備	学校施設の充実	幼稚園施設耐震化率	—	100.00%
		小・中学校施設耐震化率	55.76%	100.00%
		高松第一高等学校施設耐震化率	33.33%	100.00%
家庭教育の向上	家庭の教育力の向上	朝ごはんを食べている子どもの割合（小学6年生）	84.2% (香川県学習状況調査)	90.0%
		家庭教育学級延受講者数	26,940人/年	27,000人/年
青少年の健全育成	不良行為少年の補導人数の減少	未成年者千人あたりの不良行為少年の補導人数（高松3警察署管内）	24.4人 (過去5年間の平均)	20.0人以下
子どもの安全確保	不審者情報メール配信の拡大	不審者情報メール1次配信先数（市立学校・幼稚園・保育所、市PTA連絡協議会など）	230件	500件
生涯学習の推進	生涯学習の推進	生涯学習をしている人の割合	42.3% (平成19年度アンケート調査)	50.0%
	図書館の利用促進	市民1人当たり貸出冊数	6.05冊/年	7.00冊/年
スポーツ・レクリエーションの振興	生涯スポーツ社会の実現	総合型地域スポーツクラブ数	5クラブ	9クラブ
		社会体育施設の利用者数	1,345,598人/年	1,480,000人/年
文化芸術活動の推進	文化芸術活動の充実	デリバリーアーツ事業鑑賞者数	1,776人/年	2,300人/年
文化芸術を創造する環境づくり	文化芸術施設の機能充実	高松市美術館の展覧会観覧者数	132,479人/年	160,000人/年
文化財の保存と活用	文化財学習会の充実	ふるさと探訪等文化財学習会の参加者数	975人/年	1,200人/年

(2 人と環境にやさしい安全で住みよいまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
環境保全活動の推進	地域環境の保全	本市域の温室効果ガス排出量	3,545.4千t -Co2 (平成15年度)	3,332.7千t -Co2 (6%削減)
ごみの発生抑制・減量・リサイクルの推進	ごみの発生抑制	ごみ排出量	170,740 t/年	162,000 t/年
	ごみの再資源化	再生利用量	37,902 t/年	40,000 t/年
一般廃棄物の適正処理の推進	一般廃棄物の適正処理	最終処分量	19,310 t/年	17,000 t/年
産業廃棄物の適正処理の促進	適正処理の確保	不適正な保管等の量	24,355 t	19,000 t 以下
不法投棄の防止	適正処理の確保	不法投棄撲滅クリーン作戦の参加者数	5,670人/年	6,800人/年
身近な道路環境の整備	市道の改良整備	市道改良率(50m以上連続した幅員4m以上の区間を有する市道)	61.09%	64.00%
みどりのまちづくり	都市緑化の推進	公園愛護会の団体数	135団体	155団体
		市民一人当たり都市公園面積	6.5㎡	7.0㎡
河川・港湾の整備	高潮対策の充実	浸水(床上下)棟数	16,188棟 (平成16年の高潮による浸水棟数)	0棟
下水道・合併処理浄化槽の整備	全市域の下水道化	汚水処理人口普及率	75.9%	88.0%
		雨水対策整備済面積	2,793.1ha	2,900ha
水の循環利用と節水の推進	下水処理水の有効利用の推進	再生水利用施設数	52施設	70施設
	水を大切にするまちづくりの実現	1人1日当たりの平均水道使用量	321 ℓ	312 ℓ
安全で安定した水道水の供給	安定給水の確保	自己処理水比率	42%	48%
	安全な水の供給体制の維持	水質苦情件数	43件/年	20件以内/年
消防体制の整備	火災予防の充実	住宅火災件数	52件/年	40件以下/年
	市民協力による救命率の向上	心肺機能が停止していた人に対して応急処置を実施した率	25.08%	33.00%
危機管理体制の整備	地域防災力の向上	自主防災組織の組織率	38.09%	70.00%
防犯対策の推進	地域自らの防犯活動の推進	地域の防犯パトロール車に設置する青色回転灯の数	1個	92個
生活衛生の向上	食中毒発生件数の減少	食中毒発生件数	7件/年	0件/年
	食品に関する苦情件数の減少	食品に関する苦情件数	151件/年	100件以内/年
交通安全対策の充実	交通安全対策の充実	交通安全教室の参加者数	44,829人/年	48,500人/年
		交通事故発生件数	6,267件/年 (平成18年)	平成18年 値以下
消費者の権利保護と自立促進	消費者啓発の充実と消費者意識の向上	架空請求に関する相談件数	847件/年	780件/年

(3 健やかにいきいきと暮らせるまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
家庭・地域における子育て支援	地域における子育て支援の充実	つどいの広場利用者数	18,528人/年	25,000人/年
	健やかな子育て支援の充実	生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）実施率	22%	100%
	ひとり親家庭の自立支援	自立支援プログラム利用による就労件数	— (平成19年度開始)	60件/年
	ブックスタート事業の充実	ブックスタート実施率	89.1%	92.0%
子育てと仕事の両立支援	子育てしやすい環境の整備	ファミリー・サポート・センター事業利用件数	— (平成19年10月開始)	8,000件/年
	放課後対策の充実	放課後子ども教室登録児童数	— (平成20年1月開始)	5,000人/年
健やかに暮らすための健康づくり	食育に関する市民意識の向上	食育に関心を持っている人の割合	男性 66.0% 女性 84.7%	男女とも 90%
	疾病の予防、自主健康管理意識の向上	がん検診受診率	男性 32.6% 女性 44.5%	男女とも 50%
医療体制の充実	患者満足度の向上	市民病院のサービス等に関する患者の総合的な満足度	92.2%	100.0%
	医療安全の充実	定例立入検査時の法令違反医療施設数	100施設/年	70施設以下/年
社会保障制度の適切な運営	介護保険制度の円滑な実施	介護サービス利用者数	14,634人/月	18,600人/月
障害者の自立支援と社会活動への参加の促進	障害者へのサービスの充実	訪問系サービス利用量	10,528時間/月	14,870時間/月
	障害者の社会活動への参加の促進	移動支援事業利用量	3,485.5時間/月	4,590時間/月
	障害者施設等の利用促進	日中活動系サービス利用量	2,970人日/月	26,590人日/月
高齢者の生活支援と社会活動への参加の促進	社会活動への参加の促進	シルバー人材センターの会員数	1,673人	3,500人
生活困窮者の自立支援	自立支援プログラムの推進	対象者に対する自立達成者数の割合	5% (平成19年6月)	10%

(4 人がにぎわい活力あふれるまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
地域性豊かな特色ある観光資源の創造	主要観光地の入込み客数の増加	主要観光地の入込み客数	6,491千人/年	7,500千人/年
	主要イベントの入込み客数の増加	主要イベント入込み客数	1,608千人/年	1,720千人/年
観光客誘致・交流の推進	観光ボランティアの育成	観光ボランティア案内件数	1,781件/年	2,050件/年
	ホームページのアクセス件数の向上	観光ホームページのアクセス件数	2,201,230件/年	2,500,000件/年
	コンベンション参加者数の増加	コンベンション参加者数	84,294人/年	97,000人/年
商工業の振興と地域経済の活性化	にぎわいの創出	中央商店街の空き店舗率	18.10%	14.20%
		中心市街地の小売業年間商品販売額	1,049億8,400万円	1,100億円
農林水産業の振興	農業の振興	農産物の販売額	54億3,500万円	56億円
	林業の振興	森林施業計画面積	2,650ha	2,750ha
	漁業の振興	重要稚仔放流数（栽培漁業種：クルマエビ、ヒラメ、ガザミ）	125万尾/年	130万尾/年
特産品の育成・振興とブランド化の推進	高松ブランドの育成と情報発信	高松ブランドの認定数	— (平成20年度開始)	16件
就業環境の向上	勤労者福祉の充実	子育て支援中小企業表彰企業数	6企業	50企業
国際化への対応と地域間交流の推進	国際交流活動に対する市民意識の向上	財団法人高松市国際交流協会の国際交流ボランティア登録者数	128人	230人

(5 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
拠点性を高める交通網の整備	空港の機能強化	定期路線数 (季節運航を除く)	国内 2 国際 1	国内 5 国際 2
	長距離バス網の整備 促進	バス利用者数	4,908 人/日	5,300 人/日
中心市街地の 活性化	中心市街地の活性化	中心市街地（中央商店街）の歩行者通行量（休日）	119,844人 (平成18年10月)	150,000人
		中心市街地内の定住人口	20,385人 (平成18年4月)	21,700人
		中央通り沿いオフィスの空室率	15.8% (平成19年6月)	12.4%
公共交通の利便性の向上	公共交通利便性向上	公共交通機関利用者数	57,818 人/日	62,000 人/日
自転車利用の環境づくり	自転車利用環境の充実	レンタサイクルの利用件数	265,000 件/年	286,000 件/年
適正な土地利用の推進	コンパクトなまちづくりの推進	都市計画区域内の大規模集客施設 新規用地可能面積の割合	36%	3%
地域情報化の推進	情報通信網の充実	ウルトラブロードバンド（上り20 Mbps程度以上）の世帯カバー率	80%	100%
	ケーブルテレビの整備	視聴可能エリアカバー率	78.1%	100%

(6 分権型社会にふさわしいまち)

施 策	目 標	目標項目	現況値	目標値
地域コミュニティの自立・活性化	地域コミュニティ組織の充実	地域コミュニティ人材養成事業 参加者数	100人/年	130人/年
多様なパートナーシップによるまちづくり	協働によるまちづくり	NPOとの協働事業数	71事業	85事業
	広聴活動の充実	市政出前ふれあいトークの延べ 参加人数	7,546人/年 (平成17年度)	10,350 人/年
簡素で効率的な行政システムの構築	財政基盤の強化	市債残高、財政調整基金残高	市債残高 1,528億円 財政調整基金 残高85億円	1,000億円 以下 85億円以上
	職員の意識改革	さわやかサービスの推進（市民 アンケートの満足度）	59.7%	80%
連携の推進	大学との連携の推進	大学と連携して行う事業数	1事業	36事業

付 属 資 料

- ・ 第5次高松市総合計画策定経過
- ・ 高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（諮問）
- ・ 高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（答申）
- ・ 高松市総合計画審議会委員名簿
- ・ 高松まちづくり100人委員会からの提言（抜粋）
- ・ 高松まちづくり100人委員会名簿
- ・ 用語解説

第5次高松市総合計画策定経過

年月日	会 議 等	摘 要
平成16.5.1～ 17.3.31	まちづくり基礎調査委託(旧高松市域)	
16.6.15～ 8.18	市民意識調査・事業所意向調査・有識者意向調査 (旧高松市域)	回答数 市民 1,576人(回答率 52.5%) 事業所 226社(回答率 45.2%) 有識者 111人(回答率 55.5%)
18.3.28	政策会議	総合計画策定要綱について審議
6.1	市議会総務消防調査会	総合計画策定要綱(骨子)を説明
6.3	高松まちづくり100人委員会発会式	
6.9	総合計画策定に関する部課長会の開催	総合計画策定の作業開始
8.1～ 8.15	合併地区市民意識調査	回答数 2,487人(回答率 35.5%)
8.4～ 10.15	地域別まちづくり基礎調査	各地域の現状、課題等を把握するため、旧市域の35地区コミュニティ協議会を対象にヒアリングを実施
19.2.20	高松まちづくり100人委員会から提言書の提出	
2.27	政策会議	総合計画の施策体系案について審議
3.22	市議会総務消防調査会	総合計画の策定状況を説明
6.11	政策会議	総合計画基本構想(素案)について審議
6.25	広域行政時代における拠点地域のあり方に関する調査研究(中間報告の提出)	平成17年度から3年間、香川大学・香川県と共同して、広域行政時代における拠点地域形成のあり方に関する調査研究を行い、高松都市圏のあり方について検討
6.27	市議会議員全員協議会	総合計画基本構想(素案)を説明
7.2～ 7.15	総合計画審議会委員の公募(委員25人中5人)	応募者15人
7.2～ 8.2	総合計画基本構想(素案)についてパブリック・コメントの実施	件数30件
7.12	庵治地区地域審議会、香川地区地域審議会	総合計画基本構想(素案)を説明
7.15～ 8.18	高松・まちづくりふれあいトーク ～市民と市長の対話集会～	将来のまちづくりや市政全般について、市民と市長の意見交換 市内25地区(23中学校区、女木・男木地区) 参加者:1,754人
7.17	香南地区地域審議会	総合計画基本構想(素案)を説明
7.18	牟礼地区地域審議会	〃
7.19	塩江地区地域審議会、国分寺地区地域審議会	〃
8.27	政策会議	総合計画基本構想(原案)について審議

年月日	会 議 等	摘 要
9.5	市議会議員全員協議会	総合計画基本構想(原案)を説明
9.6	総合計画審議会(第1回)	市長から総合計画基本構想案を諮問
9.26	総合計画審議会(第2回)	総合計画基本構想案について審議
9.28～ 10.29	総合計画基本構想(原案)についてパブリック・コメントの実施	件数5件
10.3	総合計画審議会(第3回)	総合計画基本構想案について審議
10.29	総合計画審議会(第4回)	総合計画基本構想案について意見の取りまとめ
11.5	総合計画審議会(第5回)	答申案について協議
11.12	総合計画審議会(第6回)	市長に対し答申
11.13	政策会議	総合計画基本構想について審議
12.18	平成19年第5回市議会定例会総務消防常任委員会	総合計画基本構想を可決
12.20	平成19年第5回市議会定例会本会議	総合計画基本構想を可決
20.2.14	政策会議	まちづくり戦略計画(平成20年度～22年度)について審議

高企第 4 号
平成19年9月6日

高松市総合計画審議会
会長 井原 理代 殿

高松市長 大 西 秀 人

高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（諮問）

高松市総合計画審議会条例第1条の規定により、高松市新総合計画（仮称）基本構想案について、貴審議会の意見を求めます。

平成19年11月12日

高松市長 大 西 秀 人 殿

高松市総合計画審議会
会長 井原 理代

高松市新総合計画（仮称）基本構想案について（答申）

平成19年9月6日付け高企第4号をもって諮問を受けた高松市新総合計画（仮称）基本構想案について、活発かつ精力的に審議を行った結果、おおむね妥当であると認め、別紙のとおり答申します。

答 申

国際社会では、グローバル化が一層進展し、経済、文化、環境などあらゆる分野において、相互依存関係が深まる中で、地球温暖化など、世界的な課題が生じています。

わが国では、少子・高齢社会が到来するとともに、国・地方ともに厳しい財政状況の中、地方分権改革が進められ、地方自治の在り方そのものも大きく変わりつつあります。

一方、私たちの高松市は、平成17年9月26日の塩江町、平成18年1月10日の牟礼町、庵治町、香川町、香南町、国分寺町との合併により、北は瀬戸内海から南は徳島県境に至る広範な市域、それぞれの地域で受け継がれてきた歴史・文化・自然など個性豊かな地域特性を持つ、新しい高松市が誕生しました。

高松市では、このような本市を取り巻く環境の変化を踏まえ、自らの責任と判断で、地域特性をいかした主体的なまちづくりを進め、個性豊かで活力に満ちた地域社会を実現していくことが、強く求められています。

このような中、当審議会に諮問を受けた高松市新総合計画（仮称）基本構想案は、21世紀中ごろを見据えた長期的展望の下、高松市が目指す都市像とまちづくりの目標を示すとともに、市民と行政のまちづくりおよび市政運営の共通の基本指針として、施策の基本方向を明らかにするものです。

当審議会では、審議に当たっては、高松らしい個性豊かで活力に満ちたまちづくりの実現に向け、活発かつ精力的に審議を重ねました。

その結果、今回の基本構想案は、目指すべき都市像を実現していくためのまちづくりの目標、また、まちづくりの目標の実現に向けての政策・施策、さらに、全体の内容も、高松市を取り巻く社会環境の変化や多様化・高度化する市民ニーズを踏まえたものとなっており、おおむね妥当であると認め、ここに答申するものです。

なお、審議の過程において提出された多くの意見、要望を踏まえ、当審議会の総意として、次のとおり、特に意見を付すので、総合計画に基づく施策の推進に当たっては、これらの意見を十分に尊重されるよう強く要望します。

総括的事項

- ◎ 高松市は、これまで経済・文化など様々な面において、瀬戸内海とのかかわりの中で発展してきたところであるが、今後においても、海をいかした魅力あふれ、中枢拠点性のあるまちづくりを進め、目指すべき都市像である「文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松」の実現を図られたい。
- ◎ 地球温暖化など地球規模での環境問題が深刻化してきていることから、高松市としてもあらゆる分野において環境配慮という視点に立ったまちづくりを進められたい。
- ◎ 将来発生が予想される東南海・南海地震などによる災害から市民を守り、安全なまちを実現するため、防災面を意識した災害に強いまちづくりを進められたい。
- ◎ 人口減少社会や地球環境問題を踏まえ、持続可能な都市を目指し、公共交通網の整備にも留意する中で、高松市にふさわしいコンパクトなまちづくりを進められたい。
- ◎ 地域コミュニティの自立活性化を積極的に支援するとともに、NPOや企業など、多様な主体との連携を図る中で、協働のまちづくりを推進されたい。
- ◎ 合併により誕生した新・高松市において、各地域の多様で豊かな特性をいかしながら、市域の一体化を図り、より魅力あるまちづくりを進められたい。

個別的事項

1 まちづくりの目標（施策の大綱）

(1) 心豊かな人と文化を育むまち

- ① 施策体系の中で、「平和を大切にする社会づくり」の基本事業に、「平和教育の推進」を加えられたい。
- ② 市民一人一人が地球環境問題に対する認識を深め、主体的に行動できるよう学校教育や社会教育など、幅広い分野で環境教育や環境学習を推進し、時代の要請である地球環境問題に対応できる人づくりに取り組まれたい。

(2) 人と環境にやさしい安全で住みよいまち

- ① 地球規模の環境問題への対応は喫緊の課題となっており、高松市としても地球温暖化防止などの取組みを積極的に展開されたい。

また、私たちを取り巻く自然環境は年々悪化していることから、自然の保全・再生に向けた取組みを進めるとともに、次の世代に良好な自然を残していくため、川やため池、里山などの身近な自然を大切にすることができる子どもたちを育てる取組みを図られたい。

- ② 水資源に恵まれない高松市にとって、市民生活や産業活動等に多大な影響を及ぼすことになる渇水等の問題は、特に重要な課題であり、その安定的な確保は行政の責任であるという認識の下に、自己処理水源の確保に努めるとともに、水源の涵養と水源地の保全の取組みや生活用水等への下水道の再生水、雨水などの更なる活用策の検討を進められたい。

- ③ 今世紀前半にも発生が予想される、東南海・南海地震や台風などの災害に対応できる、防災面を意識した災害に強いまちづくりを目指す中で、自主防災組織の組織率を高めるなど危機管理体制の整備を進められたい。

また、災害時における避難所の耐震化や食料・水の備蓄、緊急輸送路の確保など、防災対策に取り組まれたい。

(3) 健やかにいきいきと暮らせるまち

- ① まちづくり全般にわたり、子どもが安心して暮らせるまちという視点での取組みを進められたい。

子育て支援においては、家庭・地域・行政など関係者の連携の下に行うことが重要であることから、今後、ネットワーク化による子育て情報の共有化を図るなど地域社会全体で子育て支援ができる体制の整備を図られたい。

また、家庭における子育て力が低下していることから、その向上とともに、子ども自らの育ちをサポートする「子育て支援」に取り組むなど、次代を担える子どもの育成に努められたい。

また、不妊に悩んでいる人も多くいることから、不妊治療への助成など、市としての支援施策の充実を図られたい。

- ② ワーク・ライフ・バランスの視点が重要であり、その支援とともに企業の就業環境の充実に努められたい。

- ③ 最近における高松市の医療の現状は、産科医、小児科医不足による夜間救急医療体制や外科医の高齢化や外科医の不足などにより、休日当番医制の維持が困難な状況にあることから、それぞれの機能分担について、県・市等関係機関で連携調整を図るなど、高松市域内医療の充実に努められたい。

また、がん検診の受診率向上など、疾病予防の取組みを進められたい。

(4) 人がにぎわい活力あふれるまち

- ① 里山や里海の保全など自然との共生に取り組むことが観光振興に寄与するという視点に立ち、エコ・ツーリズムなどの施策に取り組まれない。

また、観光資源については、創造だけでなく、保全・整備・再発見など様々な観点があることを踏まえ、既存の観光資源の充実を図るとともに、観光ボランティアの育成や観光地めぐりができる公共交通網の整備など、観光客の受け入れ態勢の充実を図られたい。

また、コンベンションの誘致促進については、大会・会議のみならず、幅広く対象を捉える視点で取り組まれない。

- ② 学校給食に、地元でとれた安全な農水産物を使用するなど、市が率先して地産地消に取り組む中で、若い人が魅力を感じる農水産業政策を推進されたい。

(5) 道州制時代に中枢拠点性を担えるまち

- ① コンパクトで持続可能な集約型都市の実現に向け、まちなか居住の推進や人々の回遊性を高め、徒歩で移動ができる、安全で快適な歩行者空間の整備など、中心市街地の活性化や都市の賑わいに資する施策に取り組まれない。

- ② 人口減少社会や地球環境問題等に対応した公共交通の在り方について、地域特性をいかした、目指すべき都市交通の将来ビジョンを明らかにされたい。

また、快適で、環境にもやさしい交通手段である自転車利用のまちづくりを進めるため、自転車利用者のマナー向上のための施策を充実するとともに、自転車の通行空間の確保など、自転車利用の環境整備に取り組まれない。

(6) 分権型社会にふさわしいまち

- ① NPO等の活用と連携の仕組みづくりの方策を検討するなど、多様な主体の特性をいかした、パートナーシップによるまちづくりを一層推進されたい。

また、コミュニティ協議会の在り方、方向性についての考え方を明確にし、地域の自立支援を促進するなど、地域自らのまちづくりの推進に取り組まれない。

2 土地利用構想

- ◎ 将来都市構造のイメージ図については、将来都市構造や土地利用の基本的な考え方を、的確に示すとともに「瀬戸の都・高松」にふさわしい海に開かれた都市である高松市の特性を盛り込むよう配慮されたい。

3 地域別まちづくり

- ◎ 「地域別まちづくり」の「地域の特性と課題」については、必要に応じ、それぞれの地域の資源等についての記述を追加するとともに、「まちづくりの方向」については、地域の活性化のため、具体的な方策を検討されたい。

4 総合計画の推進

- ◎ 総合計画の推進における、目標・目標項目・目標値について、区分の取扱いや追加項目を含め、適切なものとなるよう検討されたい。

その 他

- ◎ 施策体系の中で、「男女共同参画社会の形成」と「男女共同参画社会づくり」のよ
うに、極めて似通った表現になっているものについて、適切な表現となるよう、更に
工夫されたい。
- ◎ 図表、地図などを活用するとともに、市民にとって分かりやすい表現となるよう工
夫されたい。
- ◎ データ、字句、説明内容を検討するなど、市民にとって分かりやすい計画書とされ
たい。
- ◎ 審議の過程における意見や要望のうち、この答申で示すことができなかった具体的
な事業の提案などについては、各種施策を推進する過程において配慮されたい。

高松市総合計画審議会委員名簿(25人)

区 分	氏 名	役 職 等
会 長	井原 理代	香川大学大学院地域マネジメント研究科長
副 会 長	柘植 敏秀	元高松まちづくり１００人委員会第１分科会リーダー
委 員 (50音順)	井上 博夫	景観デザイナー
	井上 雅子	インテリアデザイナー
	加藤 直之	高松市地域コミュニティ協議会連絡会幹事
	菊池 良介	四国地方整備局企画部長
	久利 言	元高松まちづくり１００人委員会第３分科会リーダー
	児玉 令江子	元高松まちづくり１００人委員会第４分科会リーダー
	小西 智都子	元ＴＭＯ高松まちうボ代表
	多田 昌弘	高松市医師会会長
	谷本 義隆	高松商工会議所専務理事
	中橋 恵美子	ＮＰＯ法人わははネット理事長
	南雲 誠	四国経済産業局総務企画部長
	野田 法子	高松市婦人団体連絡協議会会長
	野町 文枝	香川県高松市民間保育所共励会会長
	長谷川 修一	香川大学工学部教授
	福家 明子	香川ボランティア・ＮＰＯネットワーク理事
	増田 拓朗	香川大学工学部教授
	松浦 隆行	元高松まちづくり１００人委員会第５分科会リーダー
	松下 桂子	香南地区地域審議会委員
	宮本 美枝子	「ぐるっと高松」公共交通を育てる会代表
	牟禮 信子	元高松まちづくり１００人委員会第２分科会リーダー
	森 真佐男	香川経済同友会専務常任幹事事務局長
	森 正俊	香川県農業協同組合中央地区本部長
	山下 幸男	香川県政策部長

高松まちづくり100人委員会からの提言（抜粋）

平成18年5月、「新たな高松市総合計画」の策定に向けて、高松まちづくり100人委員会委員の公募が行われました。市民がそれぞれ高松に対する想いをもって集まり、6月に「高松まちづくり100人委員会」が組織されました。

市民が考える高松の将来のまちづくりについて、各分科会に分かれて、提言書の作成に向けて検討を重ねてまいりました。

ここに、その検討の成果として提言書を提出します。

1 提言作成の経過

平成18年6月3日、高松まちづくり100人委員会の発会式が開催され、公募市民22名、各種団体（NPO団体を含む）推薦者49名、市職員20名、大学教授2名で構成される高松まちづくり100人委員会（総勢93名）が発足しました。

新しい高松市ということで、メンバーの中には合併地区からも14名の参加があり、女性の方も26名と多彩な顔ぶれとなっております。各分科会に分かれ、それぞれの研究テーマに取り組み、提言にまとめています。

（各分科会の研究テーマ）

第1分科会 「人間主役のまちづくり」

ヒューマンスケールのまちづくり、生活者の視点からのまちづくり

第2分科会 「満足を感じるまちづくり」

生きがいを育むまちづくり、タウンライフを楽しめるまちづくり

第3分科会 「協働と共生のまちづくり」

ふれあうコミュニティづくり、エコシティづくり

第4分科会 「個性と魅力のあるまちづくり」

高松らしさの発揮、オンリーワンづくり

第5分科会 「活力のあるまちづくり」

中枢拠点性の向上、ビジネスイノベーション

各分科会の検討に並行して、運営委員会を開催し、各分科会の進捗状況や情報の共有を図りました。

提言のまとめ

提言書は5つの分科会ごとの提言により構成されています。

提言に含むべき必要な項目については運営委員会で協議しながら、分科会ごとに検討成果をまとめましたので、書式等に関しては、必ずしも統一されておられません。

また、重複している検討事項についても、運営委員会で確認しながら、特に対立するものでなければ、それぞれの視点での検討結果としてまとめています。

2 市民と行政の協働、市民参加のまちづくり

現在、私たちを取り巻く環境は、様々な面で大きく変わりつつあります。中でも地方分権の拡大により、行政主導の社会のしくみが見直されています。

高松市でも、この潮流の中で、市民自らがまちづくりの計画段階から参加し、まちのあり方やしくみなどを考え、実行することが求められています。

高松市を、誰もが「住んでみたいまち、住み続けたいまち」とするために、「高松まちづくり100人委員会」は市民の目線で考え、検討を重ね、提言としてまとめました。この8か月間、委員会のメンバーは、それぞれが自分の時間をやりくりし、提言書の作成という目標に向かい、多くの時間を共有してきました。その過程では、真剣に議論し、時にはとまどい、また、お互いの想いを学び合い、役割を確認しながら、市民と行政の協働、市民参加のまちづくりに参加してきました。

「高松まちづくり100人委員会」による提言書が、市民と行政が共にたかまつの未来に向かい、手を携え進めることができるまちづくりの取組みに、活かされることを大いに期待します。

平成19年2月

高松まちづくり100人委員会

活動状況

全 体 会 3回開催

- 発会式 (平成18年 6月 3日)
- 中間報告会 (平成18年11月11日)
- 提言報告会 (平成19年 2月20日)

運営委員会 4回開催

- 第1回運営委員会 (平成18年 7月 5日)
- 第2回運営委員会 (平成18年10月18日)
- 第3回運営委員会 (平成18年12月22日)
- 第4回運営委員会 (平成19年 2月 5日)

分 科 会 延べ52回開催

- 第1分科会 計 9回 (平成18年6月3日～平成19年1月25日)
- 第2分科会 計 11回 (平成18年6月3日～平成19年1月29日)
- 第3分科会 計 12回 (平成18年6月3日～平成19年1月23日)
- 第4分科会 計 9回 (平成18年6月3日～平成19年1月24日)
- 第5分科会 計 11回 (平成18年6月3日～平成19年1月29日)

第1分科会 「人間主役のまちづくり」

ヒューマンスケールのまちづくり、生活者の視点からのまちづくり

テーマ：身の丈サイズのまちづくり

『生活者の視点』という目線で高松を見た場合、郊外化が加速している中であって、中心市街地が空洞化しているというジレンマに陥っています。

このため、これからの高松が進むべき方向として、コンパクトシティの要素を取り入れた『機能分担型』の地域づくりを提言するとともに、この姿勢を『身の丈サイズのまちづくり』として総括しているものです。

具体的には、街は街らしく、近郊は近郊らしく、自然は自然らしくというコンセプトの下に、『中心市街地』『市街地』『田園・沿岸』『里山・緑地』の四つの機能に分担し、『公共交通』によるネットワークによって、それぞれが人間主役のまちづくりを分担するという提言です。

提言1：中心市街地

住む人にやさしく、環境にも優しい、人が主役のまちをつくるため、公共交通を使い分けるなど、次の方策を提言する。

- (1) 中央通りの一部2車線化
高松駅から磨屋町交差点までを2車線化し、歩行者空間を拡幅し、高度利用を図る。
- (2) フェリー通り、美術館通りの一方通行化
- (3) 市内中心部の駐車場総量規制
- (4) バス専用レーンの厳格適用
- (5) 商店街アーケード下の自転車乗り入れ完全規制
- (6) 地下歩道と陸橋の廃止（平面移動可能なまち）
- (7) 道路占用許可の柔軟化（テラスやイベント営業）
- (8) 平面での乗降が可能な路面電車（LRT）の導入を図る（富山市参照）
- (9) 商店街アーケード下（三越～瓦町）は、トランジットモール化
- (10) 琴電の浜街道立体交差事業の中止…DMV かLRTへ

提言2：市街地

理想的なあるべき市街地として、ごく普通の日常の暮らしと、しっかりしたコミュニティが息づく地域をつくるため、次の方策を提言する。

- (1) 最小区画面積の縛り（設定）
- (2) コレクティブ住宅（個別の住戸と共同の空間を併設した集合住宅）
- (3) コーポラティブ住宅（複数の個人が土地を共同購入し、設計から工事まで発注する集合住宅）
- (4) 高さ制限、用途制限
- (5) 農地（市街地等の中）の宅地化促進
- (6) 新旧住民のコミュニティ融和
- (7) 高松市内の小さな特区分け
- (8) 公共交通機関を軸に交通体系の構築を図る。

- (9) 帰属意識（ふるさと意識）の促進
- (10) 市街地エリアを定める。

提言3：田園・沿岸

田園らしさ、沿岸らしさを強調することが、自然を守ることであるという姿勢でなければ、安心も、安全も、うるおいも、にぎわいも、農業も、漁業も機能しなくなってくる。

田園・沿岸地域を魅力あるものにしていくため、次の方策を提言する。

- (1) 地産地消のローカルシステムをつくる。
- (2) 水が塩江で生まれ、香東川流域を育み、瀬戸内海を蘇らせているという一連の自然の恩恵を市民の心にも育てていくため、「水」をキーワードにした一体的な政策を推進する。
- (3) 土着の五穀豊穰や大漁祈願に帰する伝統・文化の保護育成を図る。
- (4) 交通結節型のコンパクトタウンを整備する。

提言4：里山・緑地

森林の持つ公益的機能（水源の涵養、気温調節、生態系維持、温暖化防止等）を維持していくため、次の方策を提言する。

- (1) 地域内で資源を循環する循環型地域社会の構築をめざす。
- (2) 下刈りや植林等、森林を保護し、森を愛する心を育てる地域間交流を推進する。
- (3) 特産品の創造、アンテナショップ、後継者育成、市民ファンド等による産業を育成する。
- (4) 里山を人と自然とのバッファゾーン（影響緩衝地域）とし、セットバック化を図る。

提言5：公共交通

公共交通を核とした人と環境にやさしいまちをめざすためには、地域にあった次の交通手段を組み合わせた交通網の整備と便利で効率的な交通体系を構築する。

☐JR ☐琴電 ☐路線バス ☐コミュニティバス ☐自転車

☐LRT（低床型路面電車） ☐DMV（電車併用型自動車）など

また、公共交通のあり方として、環境との共存を図り、中心市街地の活性化を支援していくため、次の方策を提言する。

- (1) 中心市街地と郊外を結ぶ分かりやすく、利用しやすい交通手段として、軌道を活かした下記の交通網の整備を図る。
 - ☐駅周辺の駐車場 ☐駐輪場整備 ☐コミュニティバス ☐乗合タクシー
 - ☐DMV（電車併用型自動車）の導入による定時性の確保
- (2) 中心市街地の回遊性を図るため、下記の交通網を整備する。
 - ☐歩行者空間の確保 ☐自転車走行レーンの設置
 - ☐トランジットモールの検討 ☐幹線道路の一方通行化
- (3) 人と環境にやさしい公共交通機関の導入を進める。
 - ☐LRT（低床型路面電車） ☐DMV（電車併用型自動車）
- (4) JR高松駅と私鉄との接続改善を図る。
- (5) 地域の特性に合った公共交通の形態の見直しを進め、これに対応した駅・バス停等と、その周辺整備を図る。
 - ☐コミュニティバス ☐乗合タクシー ☐路線バス ☐パーク&ライド
 - ☐パーク&バスライド ☐サイクル&ライド ☐サイクル&バスライド

第2分科会 「満足を感じるまちづくり」

生きがいを育むまちづくり、タウンライフを楽しめるまちづくり

分科会コンセプト：「仲間づくり」「居場所づくり」

テーマ1 施設

- 民間企業施設への一般への開放要望
 - 提言の視点（市民の声）
「もったいない」「あの施設が使えたらいいのに」
 - 提言内容
 - ・市から企業へ一般開放を依頼（開放は日時・時間限定でもかまわない）
 - ・応じた企業には、企業の地域貢献PRのメリットが出るように配慮
- 小・中学校跡地・跡施設利用
 - 提言の視点（市民の声）
「地域活性化の拠点に」「親しんだ校舎が無くなり、マンションに変わるのは恐びない」
 - 提言内容
 - ・スポーツや野外活動などを体験できる、地域内や地域外との交流拠点として活用を検討
 - ・地域住民も一緒になり、具体的な活用方法を再設計段階から参画
- 施設の利用時間の延長
 - 提言の視点（市民の声）
「仕事が終わってからだと、活動の場所がない」
 - 提言内容
 - ・公共施設も、夜22時や23時まで利用時間の延長を

テーマ2 情報提供

- 広報誌の改善
 - 提言の視点（市民の声）
「やっぱり紙の情報誌が一番」「知りたい、知らせたい」
 - 提言内容
 - ・地域紹介の枠を設定し、地域の特色やイベントを掲載
 - ・字を大きく、タブロイド紙サイズに
 - ・広告をもっと多く
- 施設情報の一元化
 - 提言の視点（市民の声）
「使いたいときに使えない」
 - 提言内容
 - ・スポーツ施設に加え、グループ活動に必要な会議室なども、場所、利用方法、利用時間などの情報を一元化して、空き情報を提供
- 情報提供コンシェルジュ
 - 提言の視点（市民の声）
「誰に相談すればよいかわからない」
 - 提言内容
 - ・施設情報や空き施設、団体情報などを案内するコンシェルジュ的な役割を持った担当を配置
- 情報ステーション
 - 提言の視点（市民の声）

「何があるのか、どこに行けば分かるのか」

■提言内容

- ・駅前や市内中心部の商店街にも「まちの駅」的な情報サービスの提供できるスペースを設置

テーマ3 リーダー

●青少年への地域学習

■提言の視点（市民の声）

「地域に愛着を持った人材がいる」

■提言内容

- ・地域でのフィールドワークや実践的な取組をもとに「地域魅力発表会」を毎年開催し、中学生、高校生、青年が発表

●社会人の地域活動参加

■提言の視点（市民の声）

「公務員、民間企業社員と一緒に活動しましょう」

■提言内容

- ・社員、職員の地域活動への参加のため、役所や企業が残業命令を控える

●人材を高松へ

■提言の視点（市民の声）

「人材をあつめよう」

■提言内容

- ・職員採用に関し、東京や大阪で説明会、試験を実施

●たかまつ名人（マイスター）制度

■提言の視点（市民の声）

「地域にはこんなおもしろい人がいる」

■提言内容

- ・市民の特技に関し、登録、閲覧、推薦、紹介、応募などができる仕組みを検討

●団塊の世代への対応

■提言の視点（市民の声）

「まだまだ元気で活躍してくれる人たちがいる」

■提言内容

- ・団塊の世代が活躍できる場の情報収集、情報提供を

テーマ4 コミュニケーション

●世代間交流

■提言の視点（市民の声）

「お父さん、お母さん世代の活動が弱い」「子どもと高齢者の自然なかかわりを」

「コミュニティセンターをもっとおもしろく、もっと気軽に」

■提言内容

- ・いつでも誰かが子どもをみてる人がいるという環境づくりを検討
- ・子ども用の施設と高齢者施設の合築や併設を
- ・コミュニティセンターに世代間交流の生まれるような講座を優先して開催

●地域間交流

■提言の視点（市民の声）

「同じ市内なのにまだまだ知らないところがある」「まずは同じ世代の交流を」

■提言内容

- ・一定規模以上で行う市内間交流事業に人的・物的な支援を
- ・小学校・中学校において学校の単位を超えて、一緒に活動・体験する機会を積極的に奨励

第3分科会 「協働と共生のまちづくり」 心ふれあうコミュニティづくり、エコシティづくり

テーマ1 地域コミュニティを軸としたまちづくり

これまでの、行政や連合自治会の主導によるまちづくりを見直し、「地域コミュニティを軸としたまちづくり」というテーマを掲げ、地域住民の自治活動を基本にした、住民参加型のまちづくりを目指した活動が重要であると考え、現状と課題を整理する中で、5つの視点により提言を行う。

1 提言の視点（課題）

- (1) 住民・自治会など、双方向の情報提供・発信を行い、開かれた組織を目指す
- (2) 自治会等の役員の長期固定化・高齢化等により、若い世代の積極的な参加
- (3) 協議会の目的・役割について、再度、行政・住民との共通理解を図る
- (4) 多様化する地域課題を住民自らの問題として解決するための積極的な取り組み
- (5) 共助精神のもと、自主的な災害活動や防犯活動への取り組み

2 提言内容

- (1) 開かれた地域コミュニティについて
コミュニケーションの促進、住民への情報発信・共有化、当事者意識の喚起
- (2) 若い世代の発掘・育成について
意欲ある若者等の発掘・育成、行政のバックアップ
- (3) 自立したコミュニティ協議会の運営について
財政基盤の健全化、組織の活性化、連合自治会との連携
- (4) 地域の絆の強化について
顔の見えるご近所付き合い、新旧住民の積極的な交流
- (5) 安全・安心なまちづくりについて
防災・防犯マップや防災備品等の十分な備え、共助精神の強化

テーマ2 環境にやさしいまちづくり

これまでの環境にやさしいリサイクル型・資源循環型社会の形成を目指した活動を、更に進展させるとともに、新しい課題として「生活空間の荒廃や自然環境の保全問題・地球温暖化防止の取り組み」などに加え、「環境にやさしいまちづくり」を目指した活動の推進が必要であると考え、現状と課題を整理する中で、3つの視点により提言を行う。

1 提言の視点（課題）

- (1) 公・民協働の取組みで、地域コミュニティを核とした持続可能な資源循環型社会の形成
- (2) 生活環境や自然環境の保全と渇水対策の推進
- (3) 温暖化防止の意識啓発や行動が起こしやすい環境づくりの推進

2 提言内容

- (1) 資源循環型のまちづくりとごみ減量への取り組み
学校での環境教育、地域の環境リーダー養成、地域コミュニティ組織の機能発揮、ボランティアによる不法投棄対策、ごみ減量と生ごみ処理機器等の活用促進など
- (2) 生活環境と自然環境の保全
親自然施設の住民による整備・保全、下水道設備等の推進、渇水対策の推進など

(3) 地球温暖化防止への取り組み

公共交通機関の利用促進、クールビズ運動等の推進、温室効果ガス削減システムの構築など

第4分科会 「個性と魅力のあるまちづくり」 高松らしさの発揮、オンリーワンづくり

テーマ 観 光

優れた観光資源が多くあるにもかかわらず、主要観光施設における入込客数が、1970年代の屋島・栗林公園の200万人超えをピークに、現状では50万人程度まで落ち込んでいる「観光」をテーマにとりあげ、次の3つの視点ごとに、提言がまとめられた。

- 1 個性ある情報の発信
- 2 高松の歴史や文化の市民意識向上
- 3 「また、高松へ」と思ってもらえる魅力づくり

1「個性ある情報の発信」の視点による提言

観光客の印象に残らないありきたりな既存の観光地の案内看板やパンフレットによる情報発信ではなく、インパクトがあり多様な観光客のニーズにあったパンフレット等による情報発信が必要であるという視点から、次の4つの提言がされました。

- 個性あるパンフレットの作製
ファミリー向け、若者向け、熟年層向けと、それぞれの世代ごとに工夫を凝らすことなど
- 親切で楽しい案内板の設置
観光地と観光地がつながる、ストーリー性のある案内看板を設置することなど
- 海の案内所の設置
島の情報収集や情報提供のほか、海や島のツアープランの作成もする案内所の設置など
- 文化の発信
高松の伝統工芸品等をいろいろな商品グッズにしたり、高松の物産により駅弁を作ることなど

2「高松の歴史や文化の市民意識向上」の視点による提言

市外に向けて情報発信をする前に、高松市民が高松をよく知り、誇りを持ち高松が好きになることから始めなければならないという視点から、次の3つの提言がされました。

- 子どもへの周知
学校の校外授業などで高松のいろいろな場所を見せることや、高松を題材にしたカルタやすごろくを公募して制作しカルタ大会などで使用することなど
- 市民が参加できる「まちあるき」イベントの拡大、充実
「まちかど漫遊帖」など、身近な観光にスポットをあてたものを充実させることなど
- ボランティアガイドの育成
ガイドのスキルアップを図るほか「町並みボランティア」の育成に力を入れることなど

3「『また、高松へ』と思ってもらえる魅力づくり」の視点による提言

高松の自然環境の素晴らしさ、海と陸のコラボレーションの美しさを知ってもらえれば、リピーターの増につながるとの視点から、次の3つの提言がされました。

- 郊外の整備
郊外の古い民家を宿泊施設にし、都会の家族との交流の場としたり、郊外型体験活動ができる体制づくりと各種の体験コースの設定など
- 高松駅周辺、サンポート高松の充実
サンポートのインフォメーションスペースを拡充し、県産物の展示、紹介、販売ができる体制を整備することや、赤灯台から北浜アリーのエリアを周遊コースとして整備することなど
- 修学旅行の誘致
修学旅行生が、漁業、農業、うどんづくりなどが体験できる体制を整備することや高松の学校との交流活動を取り入れることなど

第5分科会 「活力のあるまちづくり」 中枢拠点性の向上、ビジネスイノベーション

第5分科会では、「活力のあるまちづくり」を目指して、まちなかの再生や産業基盤の強化なども視野に入れ、下記の4テーマに視点を絞り、提言をしています。

提言 1:たかまつのイメージ戦略

- 高松芸術観光事業
・ 周辺地域（直島町、小豆島、豊島、玉野市「岡山県」など）とウォーターフロントで連携して、市内の芸術的な建造物を核としてアート拠点として整備し、市内の観光拠点を巡回する観光コースを設定する。
・ 既存の公共施設を利用して、「高松アートの森」という芸術拠点をづくり、若きアーティストに美術館を開放するなどして、人材の発掘・育成を図ることなどを提言しています。
- 高松市を中心とした「広域イベント」の開催
・ 本市の平坦な地形を活かし、自転車のまちとして効果的な情報発信し、「サイクルランドシティ」としてイメージづくりを行う。
・ レンタサイクルの更なるPRを実施し、利用の拡大と施設の充実を図り、全国的なイベントとして自転車テーマの例えば「ツール・ド・フランス」のような競技会や商店街やサンポートなどでの「うどん祭り」の開催などを提言しています。

提言 2:国際都市たかまつ

- 継続的な国際路線の確保(韓国との連携強化)
・ 今、ブームとなっている韓国の都市と友好都市提携を行い、韓国国内で本市の特産品イベントを開催し、一方、本市内で韓国の都市のアンテナショップを開店することで文化交流を深め、一般市民生活レベルで国際感覚を身につける。

・サンポート高松国際会議場に単発ではなく、継続的に国際大会を誘致する。たとえば「国際ピアノコンクール」の継続的開催や外国映画を対象とした「さぬき映画祭」を開催することなどを提言しています。

提言 3: ビジネスイノベーション

- 空店舗・空オフィスの有効活用
 - ・市街地の空洞化で問題となっている空店舗・空オフィスのコンバージョン（用途変換）支援の制度をつくり、ギャラリーやチャレンジショップ、住宅などへ有効利用を進め、にぎわいを取り戻し、コミュニティビジネスや地場産品・伝統工芸品などでの分野の活性化に努め、地域内での資本の内部循環を促進し、今までより大きな意味での地産地消を目指すことなどを提言しています。

提言 4: 中枢拠点性の向上を図るコンパクトな都市づくり

- まちなかに医療機関や役所の出張所などの官民複合施設を誘致し人口を誘導します。サンポート高松の近隣遊休地を利用したパーク＆ライドを積極的に導入することや市内バスの情報発信などによる公共交通機関の更なる利用により、コンパクトな都市づくりを提案します。

高松まちづくり100人委員会名簿(分科会別)(平成19年2月現在)

(敬称略)

	番号	氏 名	推 薦 団 体 名 等
第1分科会 18名	1	柘植 敏秀	高松まちづくり協議会、リーダー
	2	宮本 美枝子	ぐるっと高松公共交通を育てる会、サブリーダー
	3	阿守 優美	
	4	有岡 喜久子	
	5	井上 貞代	
	6	漆原 憲和	(特)香川ボランティア協会
	7	加藤 質	高松市老人クラブ連合会
	8	加藤 直之	古高松コミュニティ協議会
	9	合田 和稔	(特)香川ボランティア・NPOネットワーク
	10	佐々木 英典	国分寺北部校区連合自治会
	11	十河 正幸	仏生山国際交流会
	12	田淵 勇	
	13	松原 綾子	高松市男女共同参画センター登録団体ネットワーク
	14	山内 豊	
	15	山下 正則	香南地区連合自治会
	16	湯浅 文代	(特)たかまつ市民活動応援団
	17	諏訪 真史	
	18	佐々木 永治	
第2分科会 16名	19	牟禮 信子	委員長、リーダー
	20	山田 努	サブリーダー
	21	上野 和子	
	22	岡田 千恵	多肥地区コミュニティ協議会
	23	喜多 維昭	塩江校区連合自治会
	24	坂上 育子	
	25	杉山 由美	木太地区コミュニティ協議会
	26	長尾 嘉清	
	27	中村 美穂	
	28	浜田 勝義	高松市体育協会
	29	濱田 敬子	高松婦人団体連絡協議会
	30	藤田 妙子	高松市芸術団体協議会
	31	細川 珠美	高松市交通安全母の会連絡協議会
	32	吉田 幸弘	
	33	三好 健	
	34	谷本 裕巳	
第3分科会 19名	35	久利 言	高松市青少年健全育成市民会議、リーダー
	36	小磯 治雄	庵治校区連合自治会、サブリーダー
	37	清水 まり子	弦打校区コミュニティ協議会、会計、サブリーダー
	38	中村 弘	サブリーダー
	39	井田 和昭	高松市民生委員児童委員連盟
	40	靱 俊男	植田地区コミュニティ協議会
	41	大矢 基弘	
	42	勝浦 敬子	(特)グリーンコンシューマー高松
	43	小西 昌博	高松市地区体協連絡協議会
	44	齋藤 厳	仏生山地区コミュニティ協議会
	45	高本 直人	
	46	多田 征男	社会福祉協議会
	47	天満 満	十河校区コミュニティ協議会
	48	西岡 幸江	高松市消費者団体連絡協議会
	49	樋口 馨	
	50	福永 展隆	
	51	山下 政勝	花園地区コミュニティ協議会
	52	山下 光	
	53	尾形 進	

(敬称略)

	番号	氏 名	推 薦 団 体 名 等
第4分科会 17名	54	児玉 令江子	高松市PTA連絡協議会、副委員長、リーダー
	55	植松 信子	サブリーダー
	56	崎 洋之	サブリーダー
	57	石倉 敬之	高松市子ども会育成連絡協議会
	58	釜井 喜美子	
	59	國井 治	川岡校区コミュニティ協議会
	60	河野 敏明	高松市文化協会
	61	常谷 順子	(特)スローライフ
	62	長尾 正詞	
	63	中村 典子	
	64	野崎 真理子	
	65	濱崎 直哉	高松商工会議所
	66	前田 忍	三谷地区コミュニティ協議会
	67	村井 円作	高松市青年連絡協議会
	68	横内 英人	
	69	和田 安富	
	70	細川 保桂	

第5分科会 18名	71	松浦 隆行	牟礼地区連合自治会、リーダー
	72	後藤 明	香川大学大学院、サブリーダー
	73	原内 純治	(特)どんぐりネットワーク、サブリーダー
	74	秋山 滋	高松市商店連盟
	75	橘川 学	(財)高松観光コンベンションビューロー
	76	石丸 英正	
	77	久間 俊英	(社)高松青年会議所
	78	栗生 武志	栗林地区コミュニティ協議会
	79	古藤 真一郎	
	80	佐藤 博美	川東校区連合自治会
	81	高木 緑水	
	82	中村 隆	太田コミュニティ協議会
	83	蓮井 隆	
	84	伏見 賢治	
	85	増田 麻衣	
	86	吉田 治	二番丁地区コミュニティ協議会
	87	板東 和彦	
	88	佐野 健市	

アドバイザー等	89	井原 理代	香川大学大学院教授
	90	緒方 俊則	香川大学大学院教授
	91	秋山 浩一	事務局
	92	諏訪 修司	事務局

用語解説

用 語	該当ページ	解 説
-----	-------	-----

アルファベット表記

NPO	2P、6P、10P、47P、48P	自発性、公益性、非営利性のある市民活動を行う組織体で、特定非営利活動法人格の有無は問わない。
-----	-------------------	--

あ〜お

アメニティ	59P	都市計画が目指す居住環境の快適性。数量的にとらえにくい歴史的環境や自然景観などにも配慮した総合的な住み心地の良さ。
インターンシップ	42P	学生がインターン（実習生）として一定期間、企業等で実際の仕事を体験する制度。
ウォーターフロント	59P	海岸や河川などの水辺に接する地域で、特に都市の水際を指す。
太田第2地区	60P	土地区画整理事業による面的基盤整備を行っている「太田第2土地区画整理事業」の施行地区（約360ha）。

か〜こ

香川インテリジェントパーク	60P、61P	四国横断自動車道の高松中央インターチェンジから南へ車で約2分の旧高松空港跡地にある地区で、香川県の産業を支援する機関や香川大学工学部、民間の研究所など産学官の施設が集積している。
椀川ダム	65P	香東川水系椀川の塩江町安原上東に、洪水調節、流水の正常な機能の維持、水道用水の供給および異常渇水時の緊急水の補給を目的として建設される多目的ダム。
基礎自治体	48P	住民にとって最も身近な行政主体である市町村および特別区のこと。
既存ストック	44P	これまでの整備・供給により蓄積された資源のことで、ここでは、主に住宅などの建築物、道路・公園・学校などの公共施設を指す。
北浜アリー	59P	北浜町にある古い倉庫を活用した複合商業施設。輸入家具、雑貨、カフェ、レストラン、ショットバー、美容室、ギャラリーなどの個性的なショップが集まった人気スポット。カフェやショットバーの窓からは、港に出入りするフェリーを眺めることができる。
協働	6P、10P、31P、47P、48P、53P、57P、69P	それぞれの主体が、対等かつ自由な立場で、それぞれの違いと特性、社会的役割を踏まえて、共通の目標達成のため、共に取り組む関係を指す。
グリーン・ツーリズム	41P	農山漁村地域において自然・文化、農林漁業とのふれ合いや人々との交流を楽しむ滞在型の余暇活動。
グローバル化	5P、40P	地球的な規模で、人、物、資本、情報などが様々な形で結びつくこと。
後期高齢者医療	37P	平成20年度から始まる75歳以上（寝たきり等の障害のある人は65歳以上）を対象とした新しい高齢者医療制度で、香川県内は、すべての市町が加入する香川県後期高齢者医療広域連合を設立して、保険料の決定および医療給付等を行う。
交通結節機能	44P、60P、63P	鉄道の乗継駅、道路のインターチェンジ、鉄道、バスの乗換えが行われる駅前広場など、交通導線が集中的に結節していること。
古代山城屋嶋城	30P、61P	唐と新羅の連合軍に攻め滅ぼされた百済を再興するため日本は救援軍を朝鮮半島へ派遣したが、663年8月、白村江の戦いで両国連合軍に大敗した。これを契機として、唐・新羅の侵攻に備えて対馬から大宰府周辺・瀬戸内海沿岸に作られた朝鮮式山城の一つが「古代山城屋嶋城(こだいさんじょう やしまのき)」である。
コンベンション	39P、41P	大会、会議、学会、研修会、講演会、見本市、展示会、博覧会など、人が非日常的に、物・情報・文化等の共通目的を持って一定の場所に集合する催し。

さ～そ

サンポート高松総合整備事業	59P	国際化、情報化に対応した新しい都心の核づくり、海陸交通のターミナル機能の強化、瀬戸内海や高松城跡の景観をいかしたシンボルゾーンの形成など、魅力とにぎわいにあふれたまちづくりを目指した事業。
三位一体の改革	1P、6P、47P	「地方分権の推進」と「財政の健全化」を目的に、①国庫補助負担金改革、②地方への税源移譲、③地方交付税改革の3つの改革を一体的に行うこと。
自助・共助・公助	6P	個人や家庭、地域と行政がお互いに補完し合うということ（補完性の原理）が、これからの地域の在り方を考えるうえで基本となるもの。 自助：個人や家族でできることは、自分たちで解決する。 共助：個人や家庭で解決できないような地域課題を、地域で解決する。 公助：個人や家庭、地域で解決できないようなことは、行政が担う。
市民農園	65P	都市等の住民がレクリエーション、自家消費用野菜・花の生産、高齢者の生きがいづくり等の多様な目的で、小面積の農地を利用して野菜や花を育てるための農園。
市民文化祭アーツフェスタたかまつ	26P	昭和50年に始まった「高松市民文化祭」を土台とし、平成14年から「アーツフェスタたかまつ」の名称を加え、それまでの伝統を大切にしながら、新しい芸術文化の発掘を目指す、より活気のある祭典としてリニューアルした。
集落営農	65P	集落など地縁的にまとまりのある一定の地域内の農家が農業生産工程の全部または一部を共同して行う営農活動、またはそのような営農活動を行う組織の総称。（任意組織の形態をとっているものが多い。）
循環型社会	31P、32P	大量生産・大量消費・大量廃棄の社会に代わり、製品の再生利用や再資源化などにより、廃棄物ゼロを目指す社会。
食育	35P、37P	生きる上での基本であって、知育、徳育、体育の基礎となるべきもの。様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる人間を育てること。
スプロール化	59P	市街地が無計画に郊外に拡大し、虫食い状の無秩序な市街地を形成すること。

た～と

第2期地方分権改革	47P	平成19年4月に施行された地方分権改革推進法によりスタートした地方分権改革で、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図ることを基本として、次の基本理念に基づき行う。 ○国および地方公共団体が分担すべき役割を明確にする。 ○地方公共団体の自主性および自立性を高める。 このことによって、地方公共団体が自らの判断と責任において行政を運営することを促進するとしている。
高松ブランド	40P、41P	消費者が商品・サービスを見た際に想起させる高松に関する周辺イメージの総体。
多文化共生	42P	国籍やことば、文化、習慣などの違いを認め合い、互いに尊重し合い共に生活すること。
地域コミュニティ協議会	10P	地域住民みんなが自主的に参加し、その総意と協力によって、住み良い地域社会づくりをしていこうとしてネットワーク化された地域の組織。
地域地区制度	52P	都市計画法第8条第1項各号に掲げる地域、地区または街区。都市計画区域内の土地をその利用目的によって区分し、建築物などについての必要な制限を課すことにより、一体的かつ合理的な土地利用の実現をしようとするもの。
地域密着型トップスポーツチーム	29P	複数の都道府県にまたがって活動するリーグに所属し、地域に拠点を置くプロもしくはこれに類するスポーツチーム。
地籍調査	33P、62P、65P	国土調査の中の一つの調査で、すべての土地について、その所有者、地番および地目の調査ならびに境界および地積に関する測量を行い、その結果を地図および簿冊を作成すること。なお、成果である地図、簿冊は最終的に法務局に送付され、地図は、法務局備付の地図となり、簿冊に基づき、土地登記簿が書き改められる。
地方分権一括法	8P	地方自治法を中心に475本に及ぶ膨大な法改正により、機関委任事務を廃止し、自治体の事務を自治事務と法定受託事務に整理し、国の関与等を限定化した平成12年4月施行の「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のこと。

地方分権改革推進法	47P	国民がゆとりと豊かさを実感し、安心して暮らすことのできる社会の実現を目指し、地方分権改革を総合的かつ計画的に推進するための法律で、平成19年4月の施行から3年間で失効する時限法。
中核市	1P	人口30万人以上で、地域の中核的な機能を持つ市に対し、県が行っている事務のうち、政令指定都市に準じた事務権限を移し、できる限り住民の身近なところで行政を行うことができるようにした都市制度。本市は平成11年4月に移行した。
中枢管理機能	59P	都心部の中でも特に、企業、銀行等の事務所、官公庁などが集積し、都市の業務・経済・行政活動を担う機能。
道州制	6P、43P、47P	現行の都道府県に代わる広域自治体として、数都道府県を包含する道または州を置く制度。市町村合併の進展や都道府県の区域を越える広域行政課題の増大など、社会的諸条件の変化に伴う広域自治体改革の構想。
都市計画マスタープラン	52P、57P	地域の実情と住民の意向を反映した都市計画に関する基本的な方針を定めるもので、まちづくりの将来像や土地利用の方向性を明らかにするとともに、各地域ごとのまちづくりの方針を定めることにより、都市づくりの総合的な指針となるもの。

な～の

日本三大水城	46P	海岸、湖岸、沼地など低湿地、河口に築城された城は、特に、水城と呼ばれており、高松城（玉藻城）、今治城（愛媛県今治市）、中津城（大分県中津市）が日本三大水城と言われている。
--------	-----	---

は～ほ

パーク・アンド・ライド	45P、61P、65P	通勤マイカーなどを郊外の駅周辺の駐車場に駐車（パーク）し、そこから公共交通機関を利用（ライド）する方法。公共交通機関の利用を促進し、都心部の渋滞緩和と排気ガスによる大気汚染の防止などに役立てようとするもの。
パートナーシップ	47P、48P	協力関係。それぞれが対等の立場で他者の主体性を尊重し、かつ、相互作用による創造的な効果を発揮していく関係。
バリアフリー	38P	高齢者や障害者が生活する上で、行動の妨げになる障壁を取り除こうという考え方。具体的には、階段のスロープ化や段差のない床、車いすでも移動しやすい道路などが該当する。
ブロードバンド	44P、46P	光ファイバーやケーブルTV、ADSLなどの通信技術によって高速・大容量通信が可能となった通信回線。反対用語は、ナローバンド（電話回線やISDN）。

ま～も

まちづくり3法	44P	平成10年に公布された地域再生、活性化を目的とした法律のことで、大店立地法（大規模小売店舗立地法）、改正都市計画法、中心市街地活性化法の3法を指す。
---------	-----	--

ら～ろ

ライフスタイル	6P、25P、26P、31P、36P	生活の様式・営み方。また、人生観・価値観・習慣などを含めた個人の生き方。
ライフステージ	35P	人の一生を年齢や人生の節目ごとに分けた、それぞれの段階。「健やか高松21」においては、育む世代（0～5歳）、学ぶ世代（6～14歳）、翔く世代（15～24歳）、輝く世代（25～44歳）、熟す世代（45～64歳）、稔る世代（65～74歳）、安らぐ世代（75歳以上）としている。
リーディング・シティ	16P、43P	地域の主導的役割を果たす都市。
ローリング	3P	ローリングとは回転および調整すること。ここでは、計画の修正・実行というサイクル（循環）を繰り返していく方法のこと。

わ

ワーキング・プア	40P	ワーキング・プアとは、「働いても豊かになれない。どんなに頑張っても報われない。」という、「働く貧困層」のこと。
ワーク・ライフ・バランス	36P	仕事と生活の調和のことで、仕事・家庭生活・地域生活・個人の自己啓発など、様々な活動について、自らが希望するバランスで展開できる状態。

第5次高松市総合計画

「新生たかまつ 人・まち 輝き ビジョン」2008-2015

—文化の風かおり 光かがやく 瀬戸の都・高松—

編集・発行 高松市市民政策部企画課

〒760-8571 高松市番町一丁目8番15号

電話 (087)839-2135

ホームページアドレス <http://www.city.takamatsu.kagawa.jp>



第5次高松市総合計画